

平成26年第1回竹原市議会定例会会議録

平成26年3月3日開会

(平成26年3月3日)

議席順	氏 名	出 欠
1	山 元 経 穂	出 席
2	高 重 洋 介	出 席
3	堀 越 賢 二	出 席
4	川 本 円	出 席
5	井 上 美 津 子	出 席
6	山 村 道 信	出 席
7	大 川 弘 雄	出 席
8	道 法 知 江	出 席
9	宮 原 忠 行	出 席
10	片 山 和 昭	出 席
11	北 元 豊	出 席
12	稲 田 雅 士	出 席
13	松 本 進	出 席
14	脇 本 茂 紀	出 席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 西 口 広 崇

議会事務局係長 住 田 昭 徳

説明のため議場に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	吉 田 基	出 席
副 市 長	三 好 晶 伸	出 席
教 育 長	竹 下 昌 憲	出 席
総 務 部 長	今 榮 敏 彦	出 席
総 務 課 長	桶 本 哲 也	出 席
情 報 化 推 進 室 長	桶 本 哲 也	出 席
企 画 政 策 課 長	福 田 吉 晴	出 席
財 政 課 長	塚 原 一 俊	出 席
税 務 課 長	沖 本 太	出 席
会 計 管 理 者	前 本 憲 男	出 席
監 査 委 員 事 務 局 長	桶 本 哲 也	出 席
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	今 榮 敏 彦	出 席
市 民 生 活 部 長	谷 岡 亨	出 席
市 民 健 康 課 長	森 野 隆 典	出 席
ま ち づ く り 推 進 課 長	宮 地 憲 二	出 席
文 化 生 涯 学 習 室 長	堀 信 正 純	出 席
忠 海 支 所 長	森 野 隆 典	出 席
人 権 推 進 室 長	谷 岡 亨	出 席
福 祉 課 長	平 田 康 宏	出 席
子 ども 福 祉 室 長	井 上 光 由	出 席
建 設 産 業 部 長	後 藤 博 光	出 席
産 業 振 興 課 長	中 川 隆 二	出 席
商 工 観 光 室 長	國 川 昭 治	出 席
建 設 課 長	大 田 哲 也	出 席
都 市 整 備 課 長	有 本 圭 司	出 席
区 画 整 理 室 長	有 本 圭 司	出 席
上 下 水 道 課 長	沖 谷 秀 一	出 席
農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 川 隆 二	出 席
教 育 委 員 会 教 育 振 興 課 長	久 重 雅 昭	出 席
教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長	亀 井 伸 幸	出 席
公 営 企 業 部 長	後 藤 博 光	出 席

付議事件は下記のとおりである

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第 5号 竹原市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 4 議案第 6号 広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合規約の変更について
- 日程第 5 議案第 7号 土地改良事業計画の変更について
- 日程第 6 議案第 8号 字の区域の変更について
- 日程第 7 議案第 9号 竹原市コミュニティ集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 8 議案第 10号 大久野島毒ガス資料館の指定管理者の指定について
- 日程第 9 議案第 11号 竹原市黒滝ホームの指定管理者の指定について
- 日程第 10 議案第 12号 老人集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 11 議案第 13号 竹原市在宅障害者デイ・サービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第 12 議案第 14号 竹原市ふくしの駅の指定管理者の指定について
- 日程第 13 議案第 15号 竹原市職員の自己啓発等休業に関する条例案
- 日程第 14 議案第 16号 竹原市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金の授与に関する条例等を廃止する条例案
- 日程第 15 議案第 17号 竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 16 議案第 18号 竹原市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例案

午前10時00分 開会

議長（稲田雅士君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成26年第1回竹原市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議長から報告をいたします。

まず、監査委員より平成25年11月から平成26年1月分までの例月出納検査結果の報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、御了承お願いいたします。

次に、議長において受理いたしております陳情書等につきましては、陳情等受理状況一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で議長からの報告を終わります。

これより日程に入ります。

日程第1

議長（稲田雅士君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において山村道信君、松本進君を指名をいたします。

日程第2

議長（稲田雅士君） 日程第2，会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月19日までの17日間といたしたいと思っております。これに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から3月19日までの17日間といたしたいと思っております。

日程第3

議長（稲田雅士君） 日程第3，議案第5号竹原市固定資産評価審査委員会委員の選任に

つき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（吉田 基君） 議案第5号竹原市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、竹原市固定資産評価審査委員会委員のうち岡東なち子委員が平成26年3月6日をもって任期満了となりますので、その後任委員として、同氏を引き続き選任したいと考え、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

固定資産評価審査委員会には3名の委員により構成され、固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服を審査決定するために設置されております。

岡東氏は、昭和43年芸陽信用金庫に入庫され、平成13年呉信用金庫を退職されるまでの間、呉信用金庫竹原支店長代理等を務められた経歴を有し、地域の実情を的確に捉える深い見識を持っておられ、平成17年3月から竹原市固定資産評価審査委員会委員を務めておられます。現在は、東野郵便局非常勤職員として、また手話サークル「しらさぎ」の会員として、住民福祉向上のため活躍されており、固定資産評価審査委員会委員として適任であると考えます。

何とぞ御同意のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4

議長（稲田雅士君） 日程第4，議案第6号広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合同規約の変更についてを議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（吉田 基君） 議案第6号広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合同規約の変更について，提案の理由を御説明申し上げます。

本案は，竹原市の非常勤職員にかかわる公務災害補償事務等を広島県市町総合事務組合において共同処理するため，関係地方公共団体と協議の上，広島県市町総合事務組合の共同処理する事務を変更し，これに伴い，広島県市町総合事務組合同規約を変更するものであります。

広島県市町総合事務組合につきましては，組合を組織する市町等の職員に対する退職手当の支給及び非常勤職員の公務災害補償に係る事務を行うため設立された一部事務組合であります。このたび従前からの退職手当の支給にかかわる事務に加えて，非常勤職員の公務災害補償にかかわる事務を共同処理することとし，事務の効率化を図るものであります。

何とぞ，慎重に御審議をいただいた上，適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって，本案は原案のとおり可決されまし

た。

日程第5

議長（稲田雅士君） 日程第5，議案第7号土地改良事業計画の変更についてを議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（吉田 基君） 議案第7号土地改良事業計画の変更について，提案の理由を御説明申し上げます。

本案は，団体営土地改良事業として平成21年度から田万里町上田万里地区において実施している圃場整備事業について，面積及び事業費を変更する必要が生じたため，土地改良法第96条の3第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

変更の内容につきましては，整備面積を当初の「13ヘクタール」から「12.5ヘクタール」に，総事業費を当初の「2億4,100万円」から「2億3,245万5,000円」に変更するものであります。

何とぞ，慎重に御審議いただいた上，適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

13番。

13番（松本 進君） それでは，市長の提案を受けて，1点だけ質問したいというふうにあります。

参考資料に圃場整備事業の概要書というのが載っておりますけれども，私が聞いておきたいのは，総事業費が変更されまして，2億3,245万5,000円という事業費の変更が今回の提案なんですけれども，この資料の横に事業の効果っていうのが載っております。これが，事業効果は1,572万2,000円であります。要するに，新年度予算とのかかわりもありますけれども，執行するに当たって最小限の経費で最大の効果というのは，常々提案者としての基本的なやっぱり考えではないかと，私は理解をしております。

ここであえて聞きたいのは，提案自体は事業変更そのものですがけれども，ここでの質問っていいものは，2億3,000万円近い事業費に対して，この資料では，事業効果が1,570万円余りしかない。投資に対して6.7%という極めて低い事業効果というこ

とが、数値によっても明らかにされております。ですから、ここで市長に聞きたいのは、私も圃場整備そのものを全て否定しているわけではありません、いろいろやっぱり田を集約したりして、生産性を高めるという目的があるというのは、これまで私も重々承知しているわけですが、あえていろんな今の竹原市の公共事業をやる中で、緊急性、必要性は、いろいろ考えがあるにしても、公共事業のこれをやってほしいということはあると思うんです。そういう中の一つの判断として、総事業費、要するに投資に対する経済効果というか、事業効果というか、いろいろ言い方しておりますけれども、今回の提案では、圃場整備では投資に対する事業効果というのは6.7%しかないということについて、市長に是非これだけ少ないんだけれども、圃場整備を今竹原市としてやっているんだ、やる必要があるんだということの説明を是非していただきたいなということであります。

議長（稲田雅士君） 産業振興課長。

産業振興課長（中川隆二君） 土地改良事業に係る費用対効果の御質問かと思われましても、今回議案の参考資料におつけしております事業計画概要書、これにつきましては、国の補助申請採択を受けるために、国のほうへ申請しておる資料をおつけしております。ここに書かれてある事業の効果というのは、一部の事業効果を表示しているものでございまして、土地改良事業につきましては、事業を実施するスタート年次におけるもろもろの評価を行います。といいますのが、事業が5年間、その後の評価については40年間、合わせて45年間で事業効果を測定するという事業になっております。その中で、ここに書かれてある事業の効果に表示してある部分については、農作物の生産の増大であるとか、営農経費の節減、それから直接的に金銭的な評価が可能な項目、農業効果について表示しておるものでございまして、全体的には20に及ぶ項目について事前評価をしまして、事業を実施する21年度のスタート年次における現状を1としましたら、事業をやらなかった場合の減益という目減りをする資産価値も含めて、そういう減益の部分と事業をやったときの増益の部分全体で現状の1を上回るかどうか、こういった評価をしております。ちなみに、上田万里地区については、2億5,000万円の工事、投資をしておりますけれども、その総費用に対する総便益というのが2億9,000万円ということで評価をさせていただいておりますので、実際には、現状の1に対して1.2数%の増益になるということで事業実施をしているものでございますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

議長（稲田雅士君） 13番。

13番（松本 進君） 総便益というんが、ちょっと今言われて、投資に対する2億9,000万円近い、そういう……。総便益っていうのが、ちょっと私意味がわからないんですけども、普通私がここにある資料の中で言ったのは、数字としては事実だと思うんです。投資に対する事業効果っていうのは6.7%しかないよということの私の質問ですから。ですから、さっき言った40年間にわたって評価しとると、竹原市の場合だったら、作物をこういう作物をつくって、生産効果を上げて、これだけの40年間の評価で経済効果はあるんだということの説明をしないと、総便益が1.何倍あるとかということだけでは、ちょっと私は説明が不十分なんではないかということで、今日今あえて聞きたいのは、例えば40年間の試算ができないと言うんなら、また予算で聞きますけれども、農作物というのは、私は上田万里で何をつくって、それだけ収益上げてもうかるのかなというんが物すごい不安があるわけなんです。ですから、そうじゃないよと、松本が質問するけれども、これだけの40年間の生産物をつくって収益を上げて、これだけの事業効果を上げるんだという説明責任をきちっとすべきだということで、2回目です。

議長（稲田雅士君） 産業振興課長。

産業振興課長（中川隆二君） 今、費用対効果の手法について御説明をさせていただきました。そのうち、繰り返しになりますけども、農作物の生産の増大ということで、例えば生産効果46万円、営農経費の節減効果1,581万8,000円ということで、これについては事業着手年度の当初における単年の事業効果ということで、これについても当然四十数年間の中では減益の部分がございます。土地改良事業につきましては新設の事業ではないということで、こういった既存施設の更新または事業効率といった観点で減益の部分から増益になる部分、総額で2億9,000万円の効果があるという試算になっておりますので、それについては、例えば上田万里地区で申しますと、この圃場整備の事業の実施後において、営農計画として集落法人において米のほか、アスパラやイチジクも増産に向けてやっていくということで、これ事業が終わったらすぐにこういう営農ができるということでもございませんので、そういう長期間の試算になっているということで御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（稲田雅士君） 13番。

13番（松本 進君） 最後の質問になろうかと思うんですが、さっき私が言ったのは、事業費に対する事業効果はこうですよと書いてある。それと、今の説明で、40年間のいろいろ作物というんがなかなか明確に説明されないから、またに聞きますけれども、少な

くとも2.9億円の便益ということがあるということだけは今言われましたよね。ですから、2億3,000万円投資して2.9億円の便益があるよということで、私はゼロという意味ではないんですけども、生産圃場整備そのものを私は全く否定するわけではないんですが、そういったさまざまないろんな公共事業をやってほしいという要望がある中で、圃場整備を選択する最大の目的っていうんですか、竹原市としては、こういうことがやっぱり事業効果以外に2億9,000万円便益がある、それ以外にも竹原市として、この圃場整備をやって、こういう効果をはかり知れない効果があるんだという説明をわかりやすくしていただきたいなと思うんですが、そこはどうですか。

議長（稲田雅士君） 産業振興課長。

産業振興課長（中川隆二君） 事業効果の御質問でございますけども、先ほども申しましたように、この地域においてこの事業をやったときやらなかったときの便益の差、これについては先ほども御説明したとおりでございます。この土地改良事業というのが、通常の道路とか河川などの補助事業と違いまして、地域の地権者、いわゆる生産者、農家さんからの要請といいますか、土地を当然圃場整備、区画整理をするわけですので、土地の提出がないと、この事業は事業化されないということがございます。当然、その中で、先ほど申しました事業の効果、総費用に対する総便益というのが1を超えないと事業効果がないということでございますので、その辺の評価をした上で、地域にとっても、農道、水路も含めまして、そういった改良によりまして作業効率が格段によくなるという部分については、後世に引き継ぐ財産としては有効な事業だというふうに考えております。

以上でございます。

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6

議長（稲田雅士君） 日程第6，議案第8号字の区域の変更についてを議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（吉田 基君） 議案第8号字の区域の変更について，提案の理由を御説明申し上げます。

本案は，田万里町上田万里地区圃場整備事業について，事業の施行により土地の区画形態等の変更が行われ，字の区域を変更する必要が生じたため，施行区域内の字の区域の変更をすることについて，地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお，この字の区域の変更は，地方自治法施行令第179条の規定により，土地改良法第54条第4項の規定による換地処分公告があった日の翌日から効力を生じるものであります。

何とぞ，慎重に御審議いただいた上，適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって，本案は原案のとおり可決されました。

日程第7

議長（稲田雅士君） 日程第7，議案第9号竹原市コミュニティ集会所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（吉田 基君） 議案第9号竹原市コミュニティ集会所の指定管理者の指定について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、竹原市コミュニティ集会所の指定管理者を指定するものであります。

竹原市コミュニティ集会所につきましては、その設置目的、利用状況等を鑑み、地域に密着した管理運営による地域の活性化などの効果を含め総合的に検討した結果、非公募として集会所を設置している地域の自治会を指定管理者に指定することとし、これらの団体と協議を行い、指定管理者の指定の申請に基づき審査を行った結果、適当と認め、20件の竹原市コミュニティ集会所について、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの間、指定管理者として指定するものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

13番。

13番（松本 進君） それでは、議案第9号の公の施設の指定管理者について質問します。

これから、これを含めて6件の公の施設の指定管理の議案ということですので、共通する分もありますけれども、その分を含めてこの場で聞いて、あとはそれぞれ個別には聞きたいと思うんですけれども。

確認したいというのは、これまで私も公の施設の指定管理者というのは、自治法上はできる規定であって、それぞれやったけれども、いろいろ検証した結果、それはどうなのか、いいか悪いかっていうことをやっぱりきちっと総括して今後の対応をすべきじゃないかということをおっしゃっていただきました。

それで、確認の1つは、この地方自治法上の中に、公の施設の設置目的ということで、地方自治法の244条の2の第3項に書いてありまして、地方公共団体は、公の施設の設

置の目的を効果的に達成するため、必要があると認めるとき指定管理者にできますよというような自治法上の規定がきちっとあります。ですから、効果的に達成するということが書いてありますけれども、そこの効果的の解釈なんですけれども、これまで市がやってきた資料を見てみますと、2年前の民生産業委員会の資料を見てみますと、ここのところが1つは住民サービスの向上とか、2つ目は行政コストの縮減っていう2つの理由を書いてあるんです。市としての考えですから、住民サービスと、それはいいんですけども、2つ目の行政コストの縮減、行政委託料とか、そういうコストを削減しなさいよということが2つ目に書かれてあります。ですから、先ほど私が地方自治法の設置条例をあえて引用したのは、行政コストという直接的な言葉は書いてないわけですけども、設置目的を効果的にという、効果的ということで書いてありました。それで、少なくとも、ここで第1番目の質問をしたいのは、市の考えとしては、行政コストの縮減を、これ大きな1つだろうと思うんですが、そういったコスト削減が大きな目的なのかということも確認したいのが1つと、具体的に今提案された分は、コミュニティーセンター20カ所、これを各自治会にお願いするよというような提案です。ですから、具体的にこういう指定管理者の指定をして、以前とどれだけやっぱり経費等コストが削減になっているのかっていうことをわかりやすく説明していただければなというんですが、2点目になりましょうか。

それと、3点目は、このコミュニティーセンターにもかかわると思うんですけども、あとはいろいろ毒ガス、黒滝、いろいろ施設がありますけれども、端的な聞き方は、各施設の修繕料が、古くなっていろいろ修理する場合修繕料がかかるわけですけども、私が思うには、市の施設ですから、きちっとした修繕料の経費といえますか、これはこの委託料なら委託料の中にきちっと組み込まないと、現実やっぱり現場では大変な事態が起こるということを指摘せざるを得ません。ですから、本来公の施設ですから、修繕料は市が責任を持って修繕に当たるということが大原則です、市の建物だから、公の施設なんだから。ですから、この大原則を私は、いろいろ運営管理はあるんでしょうけれども、ここで確認したいのは、いろいろ施設の修繕料がわかりやすいわけですから、公の施設の管理は市が責任を持つ、指定管理の委託料の中にも、修繕料がきちっと全額入っているというふうに理解してよいのかどうかを、確認を含めてお尋ねしておきたいというふうに思います。

議長（稲田雅士君） 答弁。

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（宮地憲二君） 御質問をいただきました、まずコミュニティ集会所にかかわってのほうからでございますが、まずコスト削減についてどのような効果があるのかと。これにつきましては、コミュニティ集会所の指定管理料は、電気料、水道料、くみ取り手数料の基本額、これで年額1万3,000円をお願いしております。平成24年度の管理にかかりました全額は58万6,996円、これが各自治会で管理していただいた、かかった経費の決算額でございます。それに対しまして、指定管理料は26万円、市の公費としてお支払いしました指定管理料は26万円。そういうことで、削減効果といたしましては、55%の削減がなされたものということでございます。

それと、管理に係る修繕料でございますけども、協定書を定めて、一応管理契約をするわけでございますけども、その中には修繕料は含まれておりません。コミュニティ集会所につきましては、修繕に係る経費は、ほんの小さなことについてはそれぞれの自治会のほうでやっている現実でございますけども、基本的には公費で全額支払うこととなっております。

それと、全体にかかわる部分でございますけども、指定管理というのは、年度ごとの報告書、そういったものをいただいたり、また新たに指定管理をお願い、継続する場合には、当然それまでの事業評価、こういったものを市側、また指定管理をしている側、それぞれの評価をいただきまして、それらを参考にいたしまして、引き続き指定管理をお願いする等の検討審査会を持ちまして、実際には行っております。

以上でございます。

議長（稲田雅士君） 13番。

13番（松本 進君） 再質問として、今の指定管理前はちょっと私が聞き違いでしたらまた答えていただきたいんですけども、コミセン20カ所の分で、電気等、水道等、いろいろ経費が58万円ぐらいかかってたと、それが指定管理料にしたら26万円にコストが削減になったというふうにちょっと私は理解したんですが、それでいいのかどうかということが確認と、もしそういうことになれば、それでわずかな削減金額といえますか、提案者のほうで、その見方がどういうふうに見るかということになるかと思うんですが、私はいろんなコミセンという公の施設の役割というのは、全て地域の住民福祉を向上させるということが大前提で公の施設が設置するし、その目的を地域福祉のために役立ってもらおうという面で、わずか58万円が26万円、半分ぐらい、確かに細かいものを積み上げれば大変だという見方の分と、実際は、逆に考えれば、かかってた58万円が市としては

半分になったけれども、その半分は地元が負担しているというになりますよね。ですから、私の理解が違ふんなら別なんですけれども、そういうふうには私は思うわけですけれども、今の大変な時期の中で、厳しいいろんな中で、わずかな金額の見方の分か、しかし地域で使う利用者から見たら、公の施設であって、何でその半分ぐらい市が責任持ってくれないのかなという見方もできるのではないかという面で、私はこれまで市がやってきたけれども、わずか半分しか、金額では26万円しかコスト削減、しかしそれだけ逆に言えば、地域の負担が増えてるということになりますから、それぐらいは市がきちっと負担してあげて、地域の福祉の増進のために大いにこの施設を役立ってもらおうということの切りかえが私は今必要じゃないかと。そこはどうでしょうか。

議長（稲田雅士君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（宮地憲二君） 維持管理費に係る部分の御質問でございます。

先ほど議員が御指摘されたように、この指定管理者制度というのは、公の負担する費用のコスト削減、こういったことに資するということが目的の一つでございます。そういったことを前提にいたしまして、このコミュニティ集会所っていうのは、地域交流の場、コミュニティ活動の場といたしまして設置されておりまして、その利用者が地域住民に限定されておりまして。いろんな時間帯、自由に使えるという形にしたほうが、その施設設置目的がより果たせる、こういったことから、地域の自治会のほうへ、その管理運営をお願いしとるものでございます。委託してたときから、基本的には1万3,000円のいわゆる水道、電気、くみ取りの手数料でお願いしとったわけでございますけれども、先ほど言いました決算額、これは各自治会が実際に御負担された額の決算額でございまして、その部分につきましては、各自治会が利用に応じまして自ら御負担いただいて、より効果的な活用をされた、そのように御理解いただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

議長（稲田雅士君） 13番。

13番（松本 進君） 私は、経費とこっちが出したお金との差でちょっと言ったんですけど、地元の負担っていうのは相当多い金額かもしれませんが。

今の課長が言われたの、コスト削減っていうんですかね、これが第一義的だというようなことも言われる。しかし、よく見ると、これさっき言った地方自治法の244条2の3項をもう一回見ていただきたいんです。ここは、コスト削減という言葉は書いてない。設置目的を効果的に達成するためということで、その解釈はいろいろ分かれるんでしょうけれども、私は、3回目の質問として、今の厳しい状況、いろいろやっぱり市民が置かれ

ていることを考えるとき、経費は58万円かかって、差し引きはちょっと違うんでしょうけども、それだけ経費の負担という面が、景気のいいときと今のときの生活力はだいぶ違ってきている。ここをやっぱり見ていかないといけないんじゃないか。ですから、経費は58万円というふうにちょっと説明があったかと思うんですが、20コミセンで58万円ですから、市としてはそんなに大きな負担で、財政の危機といいますか、そういうものではないというふうに思うんです。だから、税金の使い方をコミセンで58万円を負担をやっぱり、一遍に私は58万円をゼロにしてほしいけれども、そういう負担を軽減するという意味で、私は決して不可能じゃないというふうに思うんです。だから、ぼんぼん景気が上がって、年金が上がって、そら少々58万円、100万円ぐらいどうちゅうことないよという声をどんどん出てくるなら別なんだけど、いろいろそこら市長自ら聞いてみてください、いろんな意見を。ですから、やっぱりそこらは細かい金額という見方にするんか、しかし市民生活の状況を、今特に今何年かは厳しい状況が続いているという中では、私は少しは考えるべきじゃないかな。是非この58万円の経費の負担っていうのは、ゼロにしてほしいけれども、可能な限りの軽減というのはできるんじゃないか、すべきじゃないかということで、質問させていただきたいというふうに思います。

議長（稲田雅士君） 市民生活部長。

市民生活部長（谷岡 亨君） 指定管理のことについて、議員のほうから御質問いただいております。経費のことについても今御質問をいただいたとこでございます。

それで、指定管理者制度、議員のほうからも案内ございましたが、平成15年に地方自治法の一部が改正をされまして、公の施設の管理に関するこれまでの管理委託制度から指定管理者制度へ移行したと。そういった中で、指定管理者制度とは、これまでの地方公共団体が指定する法人、その他団体に公の施設の管理権限を委任するというような中で行われて、委託の中ではそういった形で行っておりましたが、この自治法の改正によりまして、管理主体を民間まで広げるといような中で改正がされて、1つには、住民サービスの向上ということと、2点目として行政コストの削減などが図ることが期待できるというようなことで、制度への移行を図ってきたものでございます。

コミュニティ集会所につきましては、先ほど課長のほうからも御答弁させていただいたとおり、その地域の日常生活に密着したコミュニティー活動を通じて、地域住民の連帯と参加の意識を高め、地域に根差した豊かな人間生活の確立を図ることを目的として設置をされております。こういった中で、今一定に地域で特に住民サービスの向上の面で非常に

有効に指定管理を運営されとるということでございます。そういった中で、修繕につきましては、市としてもほとんどを御負担をさせていただく中でやっておるという状況でございます。この指定管理者制度につきましては、そういう状況をつぶさに報告をしていただくという中で、実態の検証を継続的に検証させていただく中で、見直す部分があれば見直しをしながら、これは指定管理者制度の適正な運用ということに向けてやっていきたいというふうに考えておりますので、決して固定的な考えでやっておるものではなく、継続して検証しながら、見直しをしながらやっていくということで御理解をいただきたいと思っております。

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

13番。

13番（松本 進君） 私は、この議案に反対をしたいと思います。

先ほど質問の中でも展開しましたが、やっぱり公の施設ですから、いろんな形にあったとしても、市が責任を持って、この設置目的の住民福祉の増進ですね、これを最大限保障すべきだと思うんです。しかし、この間いろいろやってきて検証してみて、先ほど課長のほうからはコスト削減が第一義的だと言われるけれども、設置目的を効果的にやる、しかし市のほうの解釈でコスト削減やってきた。その結果、指定管理者にこれ以上の犠牲と負担で将来的な福祉の増進が図れるんかどうか。やっぱり指定管理者にいろんな面の犠牲と負担を押しつける、それが行政コストだと。そればかりでは、私は、公の施設の設置目的からだんだんだんだん外れていくんじゃないか。次のいろいろ施設がありますよね、毒ガス、大久野島、デイサービス、ふくしの駅とか、こういった面でも、そこで施設を運営する、管理する人が、きちっと適切な対応をしておかないと、コスト削減ということが強調されて、実際ここでは58万円ぐらいの経費が市民の方がやっぱり負担をしてると。市が出した管理費を見ても、55%ぐらいの削減しかになっていないと。だから、わずかなお金を、本来福祉の増進、コスト削減、同列に見ていいのかどうかというのんが私は指摘をしたいんです。是非この際、私はこういった指定管理者の指定のあり方をやっぱり見直すべきだと。市が、公の施設の福祉の目的の増進、設置目的に合ったように、責任を果たすべきだ。特に、財政的な面も特に強調し、支援を強化すべきだということを私は指摘したいと思います。それにやっぱり逆行しているのが、今のこういった提案の仕方だということで、反対としたいと思います。

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（稲田雅士君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8

議長（稲田雅士君） 日程第8，議案第10号大久野島毒ガス資料館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（吉田 基君） 議案第10号大久野島毒ガス資料館の指定管理者の指定について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、大久野島毒ガス資料館の指定管理者を指定するものであります。

大久野島毒ガス資料館につきましては、その設置目的、利用状況を鑑み、立地条件や管理上の利便性などを含め総合的に検討した結果、非公募として現在の指定管理者である休暇村大久野島を指定管理者に指定することとし、同団体と協議を行い、指定管理者の指定の申請に基づき審査を行った結果、適当と認め、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの間、指定管理者として指定するものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

13番。

13番（松本 進君） 先ほどの類似の質問ですので、まず第1点目には、指定管理者にして、指定管理する前と後でコスト削減が具体的にどうなってるのかということをお聞きしておきたいのと、それからその中の人件費にかかわる分で、この施設の開館時間と人件費にかかわる変化といいますか、従来はこうで、指定管理者はこうなったというようなことについても2点目としてお尋ねしておきたい。

それから、3点目としては、先ほども伺いましたが、修繕料は市が全額負担というふうに理解してよいのかどうかを、施設の整備、修繕料、これは全部市が負担するというふうに理解していいのかどうかを確認しておきたいと思います。

議長（稲田雅士君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（宮地憲二君） 大久野島毒ガス資料館のまず指定管理料の状況でございます。指定管理料は、指定管理者候補者が提示する金額となっておりますが、指定管理者制度導入前の平成17年度実績で言いますと、人件費を込めまして397万8,103円でございます。これが、指定管理を行いました近似値で言いますと、平成24年度で言いますと、指定管理料320万円でございます。金額にいたしまして、約80万円の削減効果があるものと考えております。

また、大久野島の開館時間等でございますけれども、開館時間は、朝9時から午後4時半まででございます。休館日は、年末年始のみで、12月29日から1月3日のこの間だけが休館となり、その他の日は土日、祝日、全て開館しております。

それと、維持修繕の関係でございますけれども、大久野島毒ガス資料館の場合は、協定書の中に、第5条によりまして、小さな修繕につきましては指定管理者の負担、それ以外は市と協議の上負担することとなっております。ちなみに、小さな修繕の目安でございますけれども、これは具体的な金額はないんでございますけれども、おおむね1万円以下の修繕を小さな修繕というふうに理解して指定管理を行っていただいております。

以上でございます。

議長（稲田雅士君） 13番。

13番（松本 進君） 2点目の質問は、人件費の関係を含めてコスト削減というのは言われたんですけども、開館時間が9時から4時半ということで、それに対する人の配置といたしますか、何人配置して、これだけのやっぱり人件費を見積もってるよということで、その人件費にかかわるんがわかれば、今指定管理者する前と後ということで、全体としてはさっき80万円ということをお聞きしたんですけども、人の配置がどれだけ積算されているかということでお尋ねしておきたいということでもあります。

それから、私、3点目として、公の施設をなぜ市は全額責任を持って修繕しないのかと、修理しないのかというのは、当たり前のことといたしますか、公の施設ですから、公がやっぱり税金を使って公の施設をつくって、あと管理運営するというのがやっぱり大原則だと私は思うんです。それで、その中に1万円といえども、何カ所か増えれば、また金

額もあるんでしょうけれども、結果的にはやっぱり指定管理料の中から負担をするということになりますよね。市が責任を持って対応をしてないということになります。そこはそれで私はよくないと思うんですが、そういう指定管理者に1万円より少ない金額、前年度はどのぐらいの金額になるのか、ちょっとわかれば教えてほしいんですけども。細かい金額で1万円以下という協定書にはあるけれども、いろいろ何か所かになれば、また金額も増えるわけですから、そういった修繕料を結果としては市が責任を持って対応してないということになると思いますけれども、その点はどうでしょうか。

それと、やっぱり先ほど言いましたように、こういった公の施設をきちっと福祉の増進、ここで言うのは毒ガス資料館としての役割という面では、さまざまな本当に人がそこでいろいろ今までの経験を蓄積して、いろいろやっぱり平和活動を継承していくという面で、人づくりが大きな役割を果たすと。人の配置という面がです。ですから、私は、あえて人件費のことも聞いたわけですけども、ずっと定着して、それを蓄積して、次の世代に資料館としての内容を伝えていくと、平和を発信していくという面から見て、やっぱり人づくり、そこをきちっと人件費なら人件費をきちっと対応しないと、結果的には、細かいことかもわからんけども、修繕料を負担させていく、そしたらどっかでやっぱりカットしていくことにならざるを得ない。という面では、指定管理制度そのものにコスト削減ということの大命題があるから、そこからしか物事が発想できないようになってるから、福祉の増進という大切なところは、だんだんだんだん劣化してきてるんじゃないかなという面から、私はきちっとした人件費の配置はすべきじゃないかなという意見については、どうですか。

議長（稲田雅士君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（宮地憲二君） まず、配置でございます。

配置につきましては、1名常勤、2名でそれを交代制でなされております。また、2名が都合の悪い場合には、大久野島の事務局よりそこに配置されるということになっております。

それと、修繕でございますが、1点には、大きなものについてはやはり市が負担するというのは当然そうだと考えております。ここにあります修繕費の一部、1万円弱という金額は明確には定めておりませんが、活用管理上、起こった、いわゆる軽微な修繕が必要なものにつきましては、管理者のほうでお願いしてるという状況でございます。

また、人づくりのことでございますけども、資料館に勤務される職員さんは、一定には

入館者の方に資料についての御説明ができる経験をお持ち、また研修も積まれております。大久野島休暇村の職員の方におかれましても、一定の研修をされ、入館者の要望によりましては、資料館の説明等実施させていただいている状況でございます。

以上でございます。

議長（稲田雅士君） 13番。

13番（松本 進君） 3回目の質問なんですけども、人の配置の面で、常勤者が1名ともう一人配置で、2名体制と言われましたね。ですから、常勤者と言われるから、1人は8時間というのはあれかもわかりませんが、2名配置で人件費がどのくらいの人件費でやられてるんかということなんです。ですから、私は、さっき言ったのは、平和を発信するためには、細切れでずっと人がころころかわって人は配置されてるよと、交代交代でも何とかやってるよというのが最低限許されるんか知らんけれども、やっぱりそういう配置とだけじゃなくて、継承をするためには、きちっとした職員の配置というのが欠かせないと思うんです。2名配置で、ずっと継承しているんですか、同じ人が雇用されてるんかどうかも含めて、2名配置で人件費は幾らなのかと。

将来にわたる継承というのは、ただ研修というのは誰でもできるよね。だから、そういった研修なんかも、それは当然なんだけども、人づくりという面では、その人がいろいろな体験して、蓄積して、物事が広がってくるといいますか、平和への厚みが出てくるといいますか、それがやっぱり人づくりですから。ただそこに人がおればええっていうのは、最低でも必要かもわからんけども、それは何十年大久野島というのは、世界に毒ガスとしての平和の発信をしていかなくてはいけない。そういう面では、そんなに人がころころかわっていくような配置ではいけないし、私からすれば、しっかりとした常勤職員を、正規職員を配置してでも対応すべき必要性があるような平和の仕事といいますか。ここは、どんどんどんどん私は軽視されている、結果として。特に、指定管理者になったら、コストということが強調されてるから、ますますそういう人づくりの面では、平和の仕事っていう継承がなかなか厳しい状況に置かれているんじゃないか。ですから、指定管理者のそういう受けた方々は本当に頑張っておられると思うんです。だから、私は、そこに対する尊敬はしてますけどね、ただそれはやっぱり市としては責任を持つというのは、きちっとした人件費なり適切な対応をしとかないと、指定管理者でおまえらは勝手にやれというような受け取り方されたような状況じゃったらいかんということなんです。コスト削減ばかりが強調されて、福祉の増進、最も大切な平和のことが劣化していっちゃいかんということか

ら質問してるわけで、ちょっと答えていただきたいと。

議長（稲田雅士君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（宮地憲二君） 済いません。

まず、人件費でございますけども、人件費につきましては、先ほど申し上げましたとおり、1名常勤というのは、1名常勤状態ということでございまして、正確に言いますと、2名で交代制でその開館時間を管理していただいております。

また、職員さんの研修といたしますか、もちろん議員御指摘のとおり、この大久野島毒ガス資料館は、世界へ平和をアピールしていく、そういった大きな目的を持って設置されているものでございます。これにつきましては、先ほどはコストのお話でしたので、指定管理者の目的、コストに限定して申し上げましたが、当然指定管理者制度には、もう一つの大きな目的として、その施設の目的を達成する行政サービスを向上させる、こういったもう一つの大きな目的がございます。そうした中で、大久野島におかれましては、高校生のオリエンテーションで使われたり、また休暇村利用者の資料館の利用促進、こういったことを目的に、修学旅行生には補助的な資料を作成したり、毒ガス製造を通じて、戦争の悲惨さ、平和の尊さ、生命の重さを理解していただく取り組みもしていただいております。また、島内の歴史散策を実施いたしまして、島内に残る毒ガス製造の遺跡、こういったものを紹介しながら、資料館の重要性を理解する取り組み、そういったこともしていただいております。そうした中で、現在資料館に常駐していただいている職員の方におかれましても、毎年度かわるといような、そういう状況ではございません。指定管理をお願いする前から、そこで説明に携わった方も、当然現在の資料館のほうについてお仕事をいただいている、そういう状況でございます。そうした中で、より世界平和といたしますか、そういった恒久平和を世界へ発信していくための活動をもっともっと充実させていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（稲田雅士君） 9番。

9番（宮原忠行君） 私は、今の行政における経費の縮減には、コスト削減ですね。これは、行政が常に負っていかなきゃならない宿命なんだと思うんです。記憶に新しいところで言えば、メザシで有名になりました土光さん、土光委員長ですよ、増税なき財政再建。増税なき財政再建というのは、例えば企業に対しても、高額所得者に対しても、これ以上の税負担を求めることが非常に困難だったと。もしそれをするとするならば、政治的リスクが非常に高いというような形の中で、土光委員長において増税なき財政再建、その

当時で言えば、例えば間接税であるとか、いろいろ議論はありましたけれども。

それで、例えば財政学とか、あるいは行政学の立場、行政の組織を考える立場とか、あるいは財政運営を考える立場からしますと、行政組織であるとか、行政コストは、ほっておけば必然的に肥大化していく、膨大していくと、こういうふうに言われとるわけです。

今、川本議員のほうもいろいろ予算書と比べて新規事業を全部調べていっておられますよ。恐らく、26年度当初予算も、25年度から比べれば、かなりの新規事業が出てくるんじゃないかと思うわけです。そして、その新規事業を行うためには、人も予算も要る話です。そこで、さらに私ちょっと考えてみまして、今まで竹原市は、どうのこうのと言うても、人口減少の過程にあると言いながら、約40億円の市税といいますか、独自財源ということがあったわけです。しかし、二、三年前から40億円を割って、それでかなり税収が右肩下がりの中で、しかし市民の方々であるとか、あるいは地域経済から来る要請というのは非常に大きなものがありますから、当然政治行政というのは何とかそれに応えようとして努力していきます。そうしますと、市税が減っていく中で、どの市民的ニーズ、あるいは地域経済再生のために費用を充てていくのかということになってくると、やはり一定の行革というのは、厳しいけれどもやっけていかざるを得ません。そして、ですから松本議員、いろいろコスト削減について言われましたけれども、私は、いかにして行政コストを抑えて、新たな市民的ニーズ、地域経済の状況から来るニーズにどう応えていく財源を確保していくかということとは、やはりこれは政治行政にとって大きな課題であると、こういうふう考えるわけです。

それともう一点、例えば今まで明治以来日本の社会というのは、官と民に分かれとんです。それで、官尊民卑ですよ。常に官尊民卑ということは、そこに公共性であるとか、公共というものは、官あるいは行政が独占的に持つておるもんだと、こういうふう理解されてきたわけです。そうした中で、なかなか日本社会が、一番大きなのが、経済成長ができなくなったという中で、果たして今までのように、明治以来の官と民という社会の捉え方でいいんだろうかと。その間には、例えば新たな公共というものが出てくる必然性があったのではないかと。むしろ、新しい公共、今まで官が独占的に持つていた公共性を新しい公共概念、いろんなところでいろんな地域やいろんな分野で活躍をされておられる方々をむしろそこに法的な性格、あるいは社会的に認知することによって、取り込むことによって、日本社会のより豊かな創造をしていくことができるんじゃないかということによって生まれたのが指定管理者制度じゃないんでしょうか。それ以前は、第三セクターとか、いろ

いろいろありましたよ。常に、そうした官と民との捉え方では捉え切れない、この日本の社会をより豊かにしていくために、新しい力を、社会的なパワーであるとか、そうしたものを取り入れて挑戦をしていこうという観念も、考え方も、実はあるんじゃないでしょうか。そうしたことで、やはりもう少しそうした指定管理者制度が出てきたような、新しい公共概念とか、そういうことも踏まえて、しっかりと私たちが市民に説明をしていく、そうした力、説明責任能力を私は持つ必要があると思うわけです。そこで、新しい公共概念としての指定管理者制度というものが理解されておるかどうか、担当課長でも担当部長でもよろしいので、御答弁いただきたいと思います。

議長（稲田雅士君） 市民生活部長。

市民生活部長（谷岡 亨君） 今、議員のおっしゃられたことは、背景には十分あるというふうに考えております。言われるように、官と民という関係で言いますと、官が持つとる機能あるいは権能、そういったものは、放っておけばどんどん大きく肥大化するというような状況にあります。そうはいっても、それには必ず財源が必要ということになってまいりますので、そういった機能を補完するだけの財源がないと、十分それは機能していかない。実際に、施策として動いていかないということもございます。そういうことがございますので、国のほうを見ますれば、国は借金が1,000兆円を超えるというような状況と。もちろん地方の借金もかなり膨らんでおると、こういった状況の中で、いかに民間の力を活用して、行政が必ずしも担わなくてもいい部分を民間に担っていただくという考え方の中から、この指定管理者制度というものを一定に施策として出てきたというふうには捉えております。そういった中で、もちろんコストだけということになりますと、非常に住民の方に負担を負わせるということになりますので、やはり住民サービスの向上というのが、まず1番に来るというふうには捉えております。その中で、一定に民間のノウハウなど導入できれば、その中でコストが縮減されるということも期待できるというふうな中で、この制度というのは運用していかなければならないというふうに考えております。

本市も、この指定管理者制度を導入するに当たって、基本指針というのを定めております。その中では、やはり指定管理者の運営、維持管理の状況を一定5年なら5年で今指定管理をしておりますけど、その中でいろいろ報告を受ける中で検証をしながら、そして中身がどうかというのも指定管理者と具体的に協議をする中で、見直しできるところは見直しをしながら、よりよいものになるように進めてまいりたいというふうに考えているとこ

ろでございます。よろしく申し上げます。

議長（稲田雅士君） 9 番。

9 番（宮原忠行君） くどくどは申しません。民間活力ということで、私はいいかどうか。やはり、これは別に政権交代がありましたけど、民主党がああ言うたじゃという話ではなくて、やはり長い議論の中で、公を、あるいは公共概念を、官とか行政が独占的にしたんでは持ちこたえられないよ、機能しないよという中で、新しいさまざまな社会的なパワーであるとか、動きであるとか、何とかうまくそこに生かし切るといいますか、そうした意味では大きな実験なんじゃろうと思います。それで、やっぱりいつまでも明治以来の官尊民卑の考え方とか、そうした分に立って、公共概念を行政とかあるいは役人が独占的に支配するという、私はそこはやはり脱却しなきゃならんし、ただ単に民間活力ということじゃないんです。むしろそこに公共のあり方が、あるいは公の施設がいかにあるべきかという形の中で、私は社会的な実験として今取り組まれておるのが、指定管理者の制度がその一つなんだろうと思っているんです。ですから、我々はもっともっとある意味で言えば、社会でさまざまな自治会もそうでしょう。そうした意味で、例えばもっとはっきり言いますと、私は、大久野島にしましても、例えば道の駅とかということをもし官が独占的にやっていたとすれば、今のような形での発展があったんかどうかという思いをしとるわけです。ですから、やはり我々自身がいつまでも官と民という 2 つのセクターだけで竹原社会が成り立つとるということでなくて、いろんな地域で、いろんな分野で、いろんな問題意識を抱えながら頑張っておられる方、またさまざまなソフトパワーを持っておられる方、経営努力も含めてですよ、そうしたものを大胆に取り入れて、やはり最少の費用で最大の効果を上げるという、そうした姿を、官民だけじゃなくて、やっぱり新しい公共という概念も取り入れながら、しっかりと市民にも説明をしていくということにならなければ、1 つの分野での指定管理者制度、そしてそのコストの比較ということでは、とりわけ地域コミュニティーに関するようなことに対しては地域住民から反発をされこそすれ、なかなか理解は得られないんじゃないかと思うんです。ですから、1 つの地域における住民の力と、あるいは実践を含めてそうです、そういったところを引き出すものとして、何とか議論がしていただけるようお願いをして、私の質疑を終わらせていただきたいと思います。

以上です。

議長（稲田雅士君） 14 番。

14番（脇本茂紀君） 大久野島の毒ガス資料館の指定管理ですけれども、5年の委託をするわけですね。これその他も5年なんですけれども、実は大久野島の場合は、入館料100円というのをいただいています。100円は余り高いか低いかというと、低いと思うんですけれども、いずれにしても資料館ですから、資料館自体をどのように充実させて、入館者も増やしていくかということが非常に重要な課題だとしたら、やはりその設備投資がなしに、このまま5年この建物を預けて、果たして資料館が資料館たる役割を果たすのかどうかという課題が、ある意味でこの指定管理者の問題には全てあると思うんです。そういう意味で、指定管理者に指定をして、5年はそのままこれで契約が行くわけですけれども、しかし資料館を資料館として充実させるためにはどのような課題があるかというふうなことについて、もっとしっかり協議をする。特に、これは大久野島にあるために、ほかの方がちょっと指定管理者を受けるのは大変難しいので、休暇村大久野島のほうに指定管理を委託しているわけなんですけれども、よくやっていただいているんは確かだと思うんです。ただ、この大久野島毒ガス資料館というものが本来持っている意味からすると、やっぱり毒ガス障害者団体でありますとか、あるいは大久野島を一生懸命研究されてる毒ガス島研究所でありますとか、そういうところが例えばこの運営に関与できるような仕組みというふうなものをつくって、さっき宮原議員も言われたように、そういう民間のパワーというものを、やっぱりこの資料館をよくするために活用していくような営みっていうものが求められている。その仲介役みたいな役割を、やはり市自体が果たさなければならぬ。じゃあ誰が果たすのかっていうと、やはりこれは学芸員とか、そういう方々のいわゆるマンパワーというものを有効に活用して、この資料館の充実について協議をしていくって、そういう仕組みが、だから今回この議案が出てますけれども、この議案と関連して5年間これから大久野島毒ガス資料館を指定管理者として委託するんだけど、大久野島国民休暇村も含めて、関係者に一遍集まっていただいて、どうよりよい資料館をつくっていくかというふうな協議をセットするのは、これを委託するんが竹原市の仕事だろうと思うんです。そういう意味で、質問ですから質問して、まずお伺いしたいのは、最近の大久野市毒ガス資料館の入館者の推移といいますか、動向というものをどういうふうに捉えられているか。それから、資料整備に関して、例えば資料を寄附するとか、資料を収集するとか、そういうふうな機能がどういうふうに図られているのか、そこらあたりの現状について、まずお伺いしたいと思います。

議長（稲田雅士君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（宮地憲二君） まず、入館者の状況でございますが、入館料、議員おっしゃるとおり、大人100円、高校生以下が50円という設定になっております。

それで、今回指定管理していただいております大久野島さんのほうでの実績で言いますと、平成21年度で3万550人、それで今回の平成25年度末の見込みではございますけれども3万6,700人、約20%増という状況でございます。

また、資料等でございますけれども、この1年で言いますと、福山のお住まいの方が、毒ガスマスクの箱っていうのがあるんだけどっていう問い合わせが市のほうにございまして、これは資料館のほうに寄贈していただく、そういったことをさせていただいております。

以上でございます。

議長（稲田雅士君） 14番。

14番（脇本茂紀君） 大久野島毒ガス資料館の改善、改良については、さまざまな努力がこの間なされた。例えば、行武先生から御寄附と申しますか、御寄贈いただいたさまざまな資料、御寄附をいただいた資金なんかも活用して、展示の改良、改善なんかも行われてきましたし、あるいは大久野島活性化協議会の予算を使ってリーフレットを発行したりというふうなこともなされてきました。

指定管理者がやっぱり非常に限定的に映ると申すか、要するに、これだけの指定管理料で5年間、均一に5年間やらなきゃならないというふうな感じには受けとめられやすいんですけども、問題はやはりせつかく指定管理をするわけですから、指定管理を受ける側も、あるいはする側も、この資料館を本当に充実するためにどのような可能性があるかというふうなことをもっとしっかり議論するべきだと思うんです。

それと、展示自体が、変わったのは変わったんですよ。何年も変えられないというのは、なぜか申すところ、これも業者に頼んで展示の入れかえをやるようになってるものですから、なかなかその展示を変えるのも難しいというような現状がありながら、また一方には、大変いい資料もたくさん保存されているんだけど、それらを展示したり、企画展をやったりする機会は余りなされていない。これはやっぱり費用のかかることですから、この指定管理料で指定管理者自体がそういう企画展をやったりというのもなかなか難しいというふうな、多分現状が5年間同じ契約っていうことであるだけに、そういう課題がたくさん出てくるんだと思う。だったら、それをさっきお話がありましたように、いろんなパワーをうまくあいに活用して、例えばボランティアでこれの整理をやりましょうとか、あ

るいはボランティアで展示のやりかえをやりましょうとか、そういうことをやってくださる方はたくさんおられるし、またそうしなきゃいけないと思っておられる方もたくさんいる。さらには、大久野島活性化協議会があり、毒ガス障害者団体があり、そういう大久野島毒ガス資料館をつくってきた思い入れのある方々もたくさんおられるわけですから、そういうノウハウをこのせっかく指定管理に休暇村がなった、そういう時点ですね、この議案が通った時点で、是非そういう機会を設けていただいて、資料館の今後の改善や改良を図っていく、そういう営みが、全ての指定管理者の問題にあると思うんです。先ほどお話がありましたように、確かに指定管理制度そのものは非常にたくさんの課題を抱えていると思いますけれども、少なくとも竹原市のそれぞれ指定管理をする課題について、やはり行政のほうも、あるいはそれにかかわる方々も、せっかくこういう改定をするわけですから、そのときにしっかり議論をするっていうことが大切であろうと。そういうことをお願いをしたいと思っておりますけれども、そのことの御答弁をいただきたいと思っております。

議長（稲田雅士君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（宮地憲二君） この大久野島毒ガス資料館もそうではございませんけれども、指定管理をする上では、当然管理をお願いするときの協議というものがございます。そのときに、施設の設置目的でありますとか、この大久野島で申し上げますと、先ほど議員言われたとおり、施設のブラッシュアップといいますか、より充実度を高める、そういったことも当然考えていかななくてはなりません。そうした中で、指定管理をお願いする協議の中で、そういったことをするためにはどのようなことができるか、そういったことも含めまして、指定管理をお願いしてまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

13番。

13番（松本 進君） 私は、議案第10号に反対をしたいと思います。

現在、この資料館を委託されている指定管理者の御努力には大変敬意を表したいと思うんです。私が、ここで問題にしたのは、市として公の施設の管理の仕方、指定管理がいいのかどうか、きちっと検証してきて、今後の対応を検討すべきだ、対応、対策とすべきだということで、特に私は、そこの人づくりの問題を重点にちょっと質問いたしました。確かに、削減と言うばかりで、開館の時間と2人の交代制という、その委託の仕方、先

ほどいろいろ出ましたけれども、平和の発信する資料館としての役割としての位置づけは、現実としてはだんだんだんだんコスト削減ということと同じように扱われて、福祉の増進、平和の発信、これ最大の使命ということがだんだんだんだん薄れて私は来ていると指摘せざるを得ません。したがって、私は、今こそこういう指定管理者のあり方を見直して、市が責任を持って財政的な支援もきちっとすべきだという立場で反対をしたいと思います。

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（稲田雅士君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9

議長（稲田雅士君） 日程第9，議案第11号竹原市黒滝ホームの指定管理者の指定についてを議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（吉田 基君） 議案第11号竹原市黒滝ホームの指定管理者の指定について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、竹原市黒滝ホームの指定管理者を指定するものであります。

竹原市黒滝ホームにつきましては、その設置目的、利用状況を鑑み、利用者の福祉維持等を含め総合的に検討した結果、非公募として現在の指定管理者である社会福祉法人中国新聞社会事業団を指定管理者に指定することとし、同法人と協議を行い、指定管理者の指定の申請に基づき審査を行った結果、適当と認め、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの間、指定管理者として指定するものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

13番。

13番（松本 進君） それでは、2点ほど質問したいというふうに思います。

1点目は、先ほど質問しておりますように、指定管理者にする前と後の行政コスト、委託料のコスト削減がどのようになっているのかということをお聞きしたいのと、2点目としては、ここの黒滝ホームにかかわる施設の修繕料では、一定の指定管理者そのものに負担が行くような仕組みになってたというふうに決算等で記憶しているわけです。ですから、私は、先ほど言った、公の施設で全額やっぱりその施設の整備、修繕含めて、責任を持つべきだと。本来の公共施設の管理から指定管理者に移って、市の責任が一部放棄されていると、逆に言えば、指定管理者の犠牲で成り立っているということを指摘せざるを得ないと思うんです。こういった指定管理の仕方がいいのかどうかを率直にお尋ねしてみたいというふうに思います。

議長（稲田雅士君） 福祉課長。

福祉課長（平田康宏君） 黒滝ホームの指定管理者に関する御質問でございますが、まず1点目の指定管理者制度導入前と後でコストの差と申しますか、そういった部分の御質問でございます。

一応、黒滝ホームにつきましては、平成14年度までが市の直営で行われておりました、平成15年度から平成17年度までは管理運営を委託しておつたと。委託先は、現行の指定管理者と同様であります社会福祉法人中国新聞社会事業団へということでございましたので、平成14年度の直営の最終年度と直近の平成24年度で金額を比較いたします。これは、市のほうの老人福祉施設費の決算額でございますが、平成14年度が1億2,539万6,677円、平成24年度が1億1,606万9,523円ということで、その差は932万7,154円マイナスと、その差が出るというところでございます。

2点目、修繕の関係でございますが、議員からお話がありましたように、協定のほうで補修等の費用の負担ということで、建物及び附帯設備の補修等に関する経費は、指定管理者のほうで負担と規定はいたしております。しかしながら、そうは申しましても、その都度事象が発生しますと、市と指定管理者で協議を行っております。明確な金額は定めておりませんが、おおむね50万円以下、その辺を目安といたしまして、軽微な修繕については指定管理者の負担といたしておるところでございます。これにつきましては、一般的に建物が時の経過とともに老朽化をしておるということ、そういった施設の使用に伴う一般

的な劣化等に関する修繕は、指定管理者が対応すべきという考え、また大規模な修繕は市の負担と考えるというのが、リスクを分担させるという観点から、そのものを適当と考えておるところから、そのように規定をいたしております。

以上でございます。

議長（稲田雅士君） 13番。

13番（松本 進君） 今、直営の時代の分と、直近の指定管理料といいますか、差が932万円コスト削減になっているというような報告であります。先ほどから、公の施設を指定管理として指定するということのゆがみといいますか、ひずみといいますか、それは自治法上の分は、効果的な必要が認められるときということで、効果的ということが市としての解釈が行政コストの削減ということが強調されてしまって、どんどんどんどん指定管理者の犠牲と負担で成り立っている。ですから、私もこの11号議案黒滝ホームについても、指定管理者の御努力というのは、大変やっぱり敬意を表したいと思うんです。しかし、市がそれを公の施設を任せると、委託する、この指定管理者のあり方がいかどうかを今私は提案しておるし、検証して、今後の対応を考えるべきだということで、繰り返し決算でもこの指摘をしてまいりました。指定管理者のひずみはどうか。これ、今の市長も知つとられると思いますけれども、地域の給食の食材費ですよ。これは、地域の振興のために大いに役立ただけけれども、指定管理者になって、地域の地元から食材ができなくなったわけでしょう。これは、指定管理者のコスト削減という仕組み上そうなるわけなんですよ。これが本当にいいのかどうかっていうのは、考えればすぐわかることじゃないですか。本気で地域の振興なり、地元のために指定管理者やったんだと、やるんだという本気に気持ちがあるなら、きちっとした指定管理料を払って、地域の食材を調達できるような保障をすべきでしょう。私は、決算で何回も指摘しましたよ、この点は。しかし、ここ何ら全然検討、検証もされてないじゃないか。地域の振興にも役立っていない。これが今の現実の指定管理者のあり方だ。ここはどう考えますか。教えてください。

議長（稲田雅士君） 福祉課長。

福祉課長（平田康宏君） 黒滝ホームの給食に関する地域の食材の調達の件だと、そういう質問だと思います。

黒滝ホームの食材の調達の件につきましては、議員からもお話しございました、これ記憶でございますが、平成21年10月に委託の業者による提供が行われると、ちょっと記憶いたしております。それで、地域の食材調達につきましては、現在なされていない状況

ではあります。ただし、そのほかホームで行われる各種行事の材料や電化製品、寝具、事務用品などの購入に当たりましては、地元の業者から調達しており、また地域の美容院等の利用も行われておりますので、そういった面では一定には地域の振興につながっているものと考えております。

以上でございます。

議長（稲田雅士君） 13番。

13番（松本 進君） さっき言った、900万円のコスト削減のために地元の調達のためには、たしか決算のときは2,000万円余りだったんです、それがだめになったんですよ。それは、やっぱり指定管理者の努力が、大変私は尊敬しますよ、御努力には敬意を表しますよ。仕組みが問題なんです。だんだんだんだんコスト削減を迫られる。そしたら、どっかを削らなくちゃいけなくなってくるわけなんです。そしたら、地元調達の食材の2,000万円、地域の振興に大きく役立ってたんですが、できなくなるわけなんです。ここは、本当にやっぱり真剣に考えなくちゃいけませんよ。900万円コスト削減した。地元が寂れてしまった。これがいいのかどうかというのは、結果としてわかるんじゃないですか。私は、指定管理者の方の努力と犠牲には限界があると。

もう一つ聞きたいのは、修繕料の負担です。これは、どっから賄ってきた。指定管理料を出すしかないんです。この指定管理料そのものの積算単価は、国の措置基準でやっぱり対応しているはずなんですけども、今でも。しかし、900万円カットになってるから、さっき言った食材の調達なんかは地元ができなくなる。だんだんだんだんそういう仕組みからつくられると、こういった修繕料の負担なんかも、指定管理者、あんたがやってくれということの仕組みをどんどん押しつけたら、指定管理者が福祉の増進のために本当に努力されている。これに私は応えることはできてないと思うんです。これは、やっぱり見直すべきじゃないですか。これは最後の質問ですから、答えていただきたい。

議長（稲田雅士君） 答弁願います。

市民生活部長。

市民生活部長（谷岡 亨君） 修繕の御質問ということでよろしいかと思うんですが、修繕につきましては、先ほど福祉課長が御答弁申し上げましたとおり、協定書のほうで修繕等の費用負担については、建物及び附帯設備の補修等に要する経費は乙が負担するものとするということで、ここでの乙というのは黒滝ホームというか、中国新聞社会事業団ということになっておりますが、そうはいいましても、金額によりましては、なかなか厳しい

ものもあるということで、ここはお互いに協議をしながら、その中で合意をした上で、お互いに費用負担についてもそれぞれがするというような形で、実際にはさせていただいております。これについては、引き続きこういった形でやらせていただくということで、これが実際の黒滝ホームのその他の管理運営のところに支障を来しているというふうには、我々は捉えておりません。そちらのほうは適正に運営をされておるということで、これについても協議をさせていただく中で、我々としては確認をさせていただいておるところでございますので。ただ、松本議員の御指摘というのも我々は踏まえまして、今後ともそういった点については、決して入所者にしわ寄せがいくというようなことはないというようなところで検討して、見直すべきところは見直しながら、適切に運営してまいりたいというふうに考えております。

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

13番。

13番（松本 進君） 私は、議案第11号、この指定管理者の指定について反対をしたいと思います。

この指定管理者を受けた事業団の方には、大変御努力には敬意を表したいと思うんです。しかし、私が、先ほど来、公の施設、福祉を増進する公的な目的に施設、ここに市がきちっとした責任を果たした管理運営をしてるかどうか、これが最大の問われている中身だと思うんです。ですから、行政コスト削減、これがどうしても頭から離れなかったら、管理者の犠牲と負担で成り立っている。こういうことを押しつけては、私はいかんと思うんです。先ほどの修繕料のも端的な例です。公の施設だから、公が責任を持つ。当たり前のことです。しかし、地域の振興のためにも、先ほど決算でも繰り返し指摘をしました。地域振興も、指定管理者になって衰退しているじゃないか。こんなことを繰り返して、本当に公的な役割が最も大切な福祉の増進、こういった公的な役割が私は果たせないという面で、即刻やっぱりこの九百何万円の支援措置をすとか、福祉の増進で市が責任持てるような公的責任を果たせる、そういった管理運営に見直すべきだということを指摘して、反対討論としたいと思います。

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（稲田雅士君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10

議長（稲田雅士君） 日程第10、議案第12号老人集会所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

[事務局職員朗読]

議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（吉田 基君） 議案第12号老人集会所の指定管理者の指定について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、老人集会所の指定管理者を指定するものであります。

老人集会所につきましては、その設置目的、利用状況等を鑑み、地域に密着した管理運営による地域の活性化などの効果を含め総合的に検討した結果、非公募として現在の指定管理者である老人クラブ連合会等を指定管理者に指定することとし、これらの団体と協議を行い、指定管理者の指定の申請に基づき審査を行った結果、適当と認め、20件の老人集会所について、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの間、指定管理者として指定するものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

13番。

13番（松本 進君） この件についても、前議案と同じような質問にかかわりますけれども、指定管理者に指定した後と前と、そのコストの変化とといいますか、そこをちょっと報告していただきたいということと、2点目は、施設の管理、修繕等の負担は、全額市が責任持っているのかどうかも確認しておきたいと思います。

議長（稲田雅士君） 福祉課長。

福祉課長（平田康宏君） 老人集会所の指定管理者に関する御質問でございますが、老人集会所につきましては、平成17年度までを管理運営の委託ということで、平成18年度

から指定管理者制度へ移行いたしたものでございます。

委託料につきましては、指定管理の前後で変更はございません。1施設当たり2万5,100円の委託料ということで、20カ所でございますので、50万2,000円ということでございます。

また、維持修繕につきましては、大部分を市のほうで負担しておるという条項でございます。

以上でございます。

議長（稲田雅士君） 13番。

13番（松本 進君） ここは、率直に言うたら、コストの削減の影響は全くないということですよ。だから、見直しても問題はないというふうに。もとの指定管理者からもとの管理委託へ戻しても差し支えないというふうに理解してもいいんですか。効果はないわけですから、そういうふうに理解しても私はいいと思うんですけども、そういうふうに確認させていただいてもよいかどうかを2点目の質問としたいと思います。

それから、2点目の維持修繕等は、市が全額負担を持って対応していると。地元は負担はないよというふうに、ちょっと私聞き漏らしたんで、再質問させていただきます。

議長（稲田雅士君） 福祉課長。

福祉課長（平田康宏君） 指定管理者制度につきましては、平成15年9月に地方自治法の一部の改正により施行されました。その改正の施行時点で、その時点で管理委託制度による施設は、経過措置期間、これ3年間でございますが、3年間以内に新制度への対応を行わなければならないということから、その当時管理委託制度であったものは、指定管理者制度へ移行というのがありましたので、平成18年度から指定管理者制度へ移行しているというものでございます。

維持修繕につきましては、全額といたしますか、相手団体と話をしまして、軽微なもの、また金額等につきましては、その都度でございますが、話をしながら進めておるというところでございまして、大部分につきましては市のほうで負担と、このように御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（稲田雅士君） 13番。

13番（松本 進君） 市長のちょっとお答えできればと思うんですが、先ほど市長のほうは、提案に当たって、要するにコスト削減といたしますか、私はちょっと地方自治法の分

見る限りは、設置目的は、効果的に達成するために指定管理者にできるということで、効果的ということで、その解釈を市のほうは行政コストの削減ということを言われている。これが最大の目的といたしますか、それで今までやってきたよというんが、全議案を含めて言われました。しかし、あえて私がそこを聞いたのは、この老人集会所にかかわっては、コストのメリットというんかな、あなたが考えているのは、行政コストはないという答弁でしたよね。ですから、私が確認したのは、もとへ戻してもいいのか。指定管理者をやめて、もとの市の委託に戻してもいいのかというこの質問でした。しかし、それに対して答弁は、指定管理者でなくてはいけないというような答弁があったと思うんです。私は、これちょっと間違いじゃないのかなということで含めて、聞きたいということは、地方自治法の公の施設の244条の2第3項ということで、できる規定ということを私言いましたよ。できる規定なんです。だから、効果的に達成するために指定管理者にできますよと。逆に言うたら、効果がなかったら、もとへ戻してもいいですよということでしょう、この地方自治法の解釈は。だから、再度ちょっと確認したいのは、あなたは今指定管理者にしなければならないというのは、ちょっと解釈で、聞く人から見たら、じゃあもと戻したら違法になるんかなということにもなりかねないんで、大切なところですから、そこはもう一回正確に私の言うようなことは、松本が言うようにしたほうが間違いよと、できる規定はあるけども、やっちゃいけないという法律なり解釈があるなら、そこを丁寧に説明していただきたいということと、先ほどのもとへ戻って、指定管理者の竹原として最大の目的は行政効果、行政コストの削減だと。これを目的にやっておるんだと。しかし、コスト削減の効果がないものはもとへ戻してもいいんじゃないかということについて、市長、お答えできればと思います。

議長（稲田雅士君） 市民生活部長。

市民生活部長（谷岡 亨君） 指定管理者制度でございますけれども、先ほど来御説明申し上げますが、地方自治法上では、議員言われるようにできるということになっております。その中で、老人集会所につきましては、その設置目的、また利用状況等鑑み、地域に密着した管理運営による地域の活性化などの効果を含めた総合的に検討した結果、指定管理者制度で運営するのが適切といたしますか、適当であるというふうに我々は判断をいたしておるところでございます。

具体的には、その中で地域の方が老人集会所ですから利用されるに当たっては、地域が管理するというので、非常に利用しやすい、また使いやすいというような、そういった

意味で住民サービスの向上が図れるというふうに1つは考えているところでございます。そういったものが、まず第1に来まして、コストとしては、効果としてはそれほどこの場合は出ておりませんが、コストについては必ずしもということではございませんが、そういった期待ができるものというふうな中身でございますので、そういうことで今我々としては御提案をさせていただいて、引き続き指定管理者制度によって老人集会所の管理をしていただくのが適当というふうに考えておるところでございます。

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

13番。

13番（松本 進君） 私は、この12号の議案に反対したいと思います。

先ほどの答弁によっても、部長答弁によっても、極めてやっぱりちぐはぐな説明をしているわけです。本来、コスト削減が至上命題、そのために指定管理者やってきたんだ、しかしこの件に限っては、12号に限っては、コスト削減効果はないよということですよ。これ事実としてはっきりしておるわけですから。

それで、地方自治法の問題で言われたけども、これはできる規定であって、指定管理者の指定をもとの管理者に戻すことができる。私は、今地元でやっておられる老人クラブとか、自治会とか、その人がどうこう言ってそれを見直せって一言も言ってないですよ。老人クラブの方々の御努力で一生懸命やっておられるのを私も知っていますわね。だから、地域に密着した老人クラブの活動、自治会の活動等の方々がこういった集会所の管理もやっておられる。本当に敬意を表したいことですよ。頭が下がる思いです。しかし、指定管理者の指定を取り消して、もとの委託というのは、老人クラブの人に、自治会の人にやればいいことであって、指定管理者の指定をやめても、公の施設の管理運営はできますからね、なぜそれができないんですかということをお前は質問したけども、まともに答えようとしな。そこはとても残念であります。そこは指摘しておきたいと思うんです。

それで、私が言いたいのは、反対として言いたいのは、公の施設ですから、私も老人集会所の管理についてはいろいろ知ってます。前に決算のときでも指摘したけど、私の地域の地元の集会所のクーラーが、室外機が取られたか壊れたかして、かえざるを得ない。それは、地域の方が本当に努力して使わざるを得ないから、何とか工面して払いましたよね。だから、そういったことの、要するに、今はそういう指定管理されている老人クラブの犠牲と負担で成り立っているんですよ、何とか。しかし、わずかなお金でそういった指

定管理者の管理を今の仕組みではそうなってる。しかし、公の施設の管理の仕方は、これやっぱり間違いじゃないか、率直に私は指摘したいんです。わずかな金を節約してっていうんか、コスト削減にもなっていない、私はすぐにでもこれは変えられると思うんです。そこは、是非やっぱり指定管理者から外して、もとの委託という形で今の老人クラブに、自治会に運営すれば、任せればいいのであって、そのときに適切なやっぱり公の施設の管理、責任を貫くことができるということで、是非見直しを指摘して、反対討論としたいと思います。

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（稲田雅士君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

午後1時まで休憩いたします。

午後0時06分 休憩

午後1時00分 再開

議長（稲田雅士君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第11

議長（稲田雅士君） 日程第11、議案第13号竹原市在宅障害者デイ・サービスセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（吉田 基君） 議案第13号竹原市在宅障害者デイ・サービスセンターの指定管理者の指定について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、竹原市在宅障害者デイ・サービスセンターの指定管理者を指定するものであります。

竹原市在宅障害者デイ・サービスセンターにつきましては、その設置目的、利用状況等を鑑み、利用者の福祉の維持等を含め総合的に検討した結果、非公募として現在の指定管

理者である社会福祉法人竹原市社会福祉協議会を指定管理者に指定することとし、同法人と協議を行い、指定管理者の指定の申請に基づき審査を行った結果、適当と認め、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの間、指定管理者として指定するものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

13番。

13番（松本 進君） 議案第13号在宅障害者デイ・サービスセンターの指定管理者の指定について伺います。

前議案と同様に、質問の内容は3点にしたいと思います。

1点目には、指定管理者制度を導入する前と後のコストの削減状況はどうなっているのかということが1つと、2つ目には、施設の維持管理費、修繕費等の負担は、市が全額負担なのか、一部指定管理者の負担になっているのか、その点についての説明を求めておきたいと思います。

3点目は、人づくりのことをいろいろ強調しましたがけれども、これも福祉施設として運営管理に当たっては、人の配置、何が大変重要ではないかということで、ひとつ指定管理者の person 費の積算がどのように行われているのかなということ、本来福祉施設でしたら措置基準というのがあって、このデイサービスを運営するのに何人の人が必要で、person 費はこうで、これだけの person 費がかかりますよという基準があるかと思うんです。それがあれば、この施設を運営するために何人必要で、賃金はこういった計算になっているかということをお聞きしたいのと、それと、現在行われているデイサービスの運用で、人が何人配置されているのか、それと賃金等把握の実態がわかれば教えていただきたいというふうに思います。

議長（稲田雅士君） 福祉課長。

福祉課長（平田康宏君） デイサービスセンターの指定管理者に関する御質問でございますが、まず1点目の指定管理者制度導入前後の金額ということでございますが、これ17年度と平成24年度の比較で行いますと、平成17年度が1,598万6,770円、平成24年度が1,433万697円ということで、165万6,075円の差ということになっております。

2点目の維持管理経費につきましては、おおむね市のほうが負担しておるといった状況で

ございます。

3点目、人件費の件でございますが、済いません、金額については、先ほどの金額の中で含んでおるといところで、職員の配置状況で御説明にかえさせていただきます。

職員体制といたしましては、所長が1名、これ常勤の方兼務ということ、また管理者が1名、嘱託職員で指導員が兼務、また指導員が6名ということで、嘱託職員1名、臨時職員5名ということでございまして、職員体制は、以上のようになっております。

以上でございます。

議長（稲田雅士君） 13番。

13番（松本 進君） 1つは、コスト削減ということが今報告がありました。

それと、2点目の維持修繕費の分については、おおむねということではあるんですが、やっぱり市が基本的に、おおむねっていうんが、全額に近い形で市が負担しているというふうに理解してよいのかどうか。

それと、そういうことにすれば、他の施設、今まで議案審議してきた施設での整合性といえますか、私は基本的に公の施設ですから公の市が責任を持って負担、維持管理すべきだということを申し上げてきたけれども、御存知のように、黒滝ホーム等々では、いろいろ地元の指定管理者に負担させるということがあって、るる意見を申し上げてきました。ですから、今回の市が管理すること自体はいいんですけれども、他の施設との指定管理者の施設との違いはどこにあるのかなということを説明をお願いしたい。

それから、人の配置のことなんですけれども、所長、管理者、指導員等で、8名になろうかと思うんです。1人、1人、6人ということでしたから、8名になろうかと思うんですが、8時間勤務ということではないんでしょうけれども、極めてやっぱり賃金が低いのではないかなということで、時給の設定になっているのかということを含めて、賃金の状況ですね、平均でもいいんですけれども、指導員の方は1人どのくらいになるか、管理者、所長等、今どのくらい賃金が払われているのかということについてちょっとお知らせ願いたいというふうに思います。

議長（稲田雅士君） 福祉課長。

福祉課長（平田康宏君） 1点目の維持修繕の関係でございますが、市のほうで基本的には払っておるといところで、指定管理者のほうから申し出が特にないということもありまして、市のほうで維持修繕には対応しておるといところでございます。

それで、他の施設の整合性ということでございますが、そういった面も含めまして、こ

のデイサービスセンター協定のほうでは、維持管理に関しまして、黒滝ホームのように協定書の中で規定をしておるといことはございません。

人件費の件につきましては、申しわけございませんが、詳細な資料を持ち合わせておりませんが、所長につきましては、先ほど申し上げましたが、常勤の兼務、管理者につきましては嘱託と指導員の兼務、また指導員につきましては嘱託の方が1名、臨時の方が5名ということでございます。その点で、積算の内訳につきましては、また後ほど調べまして御答弁させていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（稲田雅士君） 13番。

13番（松本 進君） 率直に伺って、1,433万円、平成24年度の委託料っていいですか、指定管理料になってますね。主には、やっぱり人件費だと思うんですけども、この1,433万円の中のほとんどなんか、ちょっとそこんところが人件費分ですね、要するに市がきちっと積算して委託しなくてはいけないという観点から聞いているわけですから、そのことを維持管理費がなかったらほとんど1,433万円を、さっき言った6人の人が人件費に使っているよというような説明で理解していいのかどうかを含めて、ちょっとお尋ねしたいというふうに思います。

それとあと、そういう福祉施設ですから、先ほど黒滝のほうの例も言いましたけれども、こういう人づくりということが、人の配置ということが大切だと思うし、そこでのいろんな、特に介護とか福祉分野では、賃金の状況は大変厳しい状況があって、私も職安にはちょこちょこ行きますけれども、職安の雇用なんかは、介護とか医療とか福祉なんかは新規の雇用がどんどん……。どんどんと言うたらちょっと大げさですけども、出てますよね。製造分野の造船とか、あつこの島がありますけれども、製造分野の新たな雇用はほとんどないというのが今まででした。それは、逆の面で言えば、医療や介護等、そういう福祉分野の賃金が悪いからといいですか、低過ぎるから、頑張ろうと思ってやったんですけども、大変厳しい状況があるから、やめる人がどんどん出てくるという面で求人がどんどんあるということの裏返しなんですけれども。だから、そういう面では、きちっと安定して雇用という面から、人件費の予算措置がどうなっているかということを繰り返しちょっと尋ねておきたいと思います。

議長（稲田雅士君） 福祉課長。

福祉課長（平田康宏君） 人件費に関する御質問でございますが、議員おっしゃるように、決算額で申しますと、平成24年度1,433万697円、これは大部分は人件費で

あろうと、このように認識いたしております。

また、人づくりという話がございましたが、この在宅障害者デイサービスセンターが目的といたしまして、心身障害者等に対しまして創作的活動、機能訓練、教養の向上等の便宜を供与することにより障害者の福祉の向上を図ることを設置の目的といたしております。

お話でございますように、雇用の面も含めまして、そうした安定した雇用と申しますか、そういったことに今後におきましても努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

13番。

13番（松本 進君） 私は、この議案にも反対しておきたいというふうに思います。

先ほど、人件費のことで公的施設、福祉施設の管理運営がどうかということはいましたけれども、現実の問題として、1,433万円、このほとんどが人件費だというふうに私も思います。そういった面から見ても、さっき言った人配の中身を見ても、やっぱりこれが福祉を増進させるということから見ても、安心して働ける、そういった賃金かどうかという面では、私はいろいろの間やってきたんでしょうけれども、大変疑問を持っております。ですから、しっかりとした公の施設の管理という面から見ても、特に人づくり、人配の配置を考えても、今こそこういった指定管理者を見直して、市が責任を持った対応をすべきだと。現実を受けておられる社協の方々の努力と犠牲と負担が成り立っていると、こういうことに対して本当に敬意を表したいし、即刻その改善が必要だということを指摘して、反対討論としたいと思います。

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（稲田雅士君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（稲田雅士君） 日程第12，議案第14号竹原市ふくしの駅の指定管理者の指定についてを議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（吉田 基君） 議案第14号竹原市ふくしの駅の指定管理者の指定について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、竹原市ふくしの駅の指定管理者を指定するものであります。

竹原市ふくしの駅につきましては、その設置目的、利用状況等を鑑み、事業効果等を含め総合的に検討した結果、非公募として現在の指定管理者である社会福祉法人竹原市社会福祉協議会を指定管理者に指定することとし、同法人と協議を行い、指定管理者の指定の申請に基づき審査を行った結果、適当と認め、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの間、指定管理者として指定するものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

13番。

13番（松本 進君） この件も、公の施設の指定管理者の指定ということですので、1点目は、コスト削減の状況です。指定管理する前と後のコスト削減の状況はどうなっているのかということと、2点目は、ふくしの駅についても施設の維持管理費等の負担はどうなっているのかと。先ほどのデイサービスでは、指定管理者に負担を求める規定そのものがないということでありましたので、あるとことないとこの区別とといいますか、黒滝とか老人集会所とかコミュニティとか、そこは一部というんがあったと思うんですけども、デイサービスなりふくしの駅はどうなってるのかということを含めて、指定管理者に修繕費の負担を求める規定が入れる入れない、その分けつていいですか、仕分けつていいですか、そこをもう少し丁寧に説明していただきたいということとあわせて維持費の負担のあり方を質問していきたい。

それから、3点目は、ふくしの駅の運営管理で人件費にかかわる基準は幾らなのか。それと現行の配置基準、何人配置しているのか、賃金体系がわかれば、平均でもいいですけども、報告していただきたいと。

議長（稲田雅士君） 福祉課長。

福祉課長（平田康宏君） ふくしの駅の指定管理者に係る御質問ということでございまして、まず1点目の指定管理者制度導入前後のコストということでございますが、こちらにつきまして平成17年度と平成24年度の比較ということで申し上げますと、平成17年度が204万2,202円で、平成24年度が198万5,000円ということで、差し引きは5万7,202円ということでございます。

また、維持管理、維持修繕ということでございますが、こちらにつきましては、おおむねやはり市のほうが負担をしておるということでございます。

それと、運営の関係でございまして、こちらふくしの駅の指定管理につきましては、建物管理ということでございまして、人件費等は含んでおりませんで、指定管理料の内訳としますと、建物の光熱水費とか、保守料とか、業務委託、消耗品等ということでございまして、その金額が198万5,000円ということになっておりますので、御理解いただきたいと思っております。

それと、協定書のほうで、建物の維持補修等規定の有無ということでございますが、それぞれ黒滝ホームとの差という御質問であろうかと思っておりますが、その点につきましては、施設の建物の性質等、こういったふくしの駅の場合は、建物管理を指定管理でお願いしとるということもありまして、それぞれ性質に応じまして検討をしておるといってございまして、

以上でございます。

議長（稲田雅士君） 13番。

13番（松本 進君） 建物の維持管理という面では、私が繰り返し指摘しているように、公の施設というのは間違いないと思うんですが、そこは違うんですか。だから、福祉施設とか、資料館とか、老人集会所とか、いろいろ役割は確かに違うんでしょうけども、建物自体は公の施設ということは間違いないですよ、その議論を今しているわけですから。そこで、性質が違うとか、そこらがちょっとわかりにくい。維持費の負担を求め求めないという仕分けなり区別、基準がちょっとわかりにくいんで、もう少し丁寧にわかりやすく、黒滝、資料館とか、こういうことだから指定管理者に負担を求めるんだと、ふくしの駅とかデイサービスは、こういうことだから市が全額負担するんだということをわかりやすく、丁寧に説明していただければというふうに思います。

それから、コスト削減ということで見てみますと、確かに報告では5万7,000円と

いうコストになっておりました。コスト削減は一体どこから出たのかなど。私は、主に施設、人の管理の問題とか、あとは修繕費を組んで、そこを指定管理者に任せる、市が持つということ、いろいろコスト削減に出てくる財源、コスト削減の財源ということしかないと思うんですけど、ここのコスト削減というのは、そういう施設の整備する必要がなくなったから減ったのか、コスト削減の、どっから削減されたのかということ、ちょっと細かいようではございますけれども、説明していただければというふうに思います。

議長（稲田雅士君） 福祉課長。

福祉課長（平田康宏君） まず、1点目の維持修繕の関係で御質問ありました。

協定上で結ぶ結ばないというのがございますが、一般的な考えとしまして、建物が時間、時の経過とともに老朽化していくということはございます。施設の使用に伴いまして一般的な劣化に関する修繕は、指定管理者のほうが対応すべきという考えも確かにございます。その上で、施設の従前の機能の回復と申しますか、機能の向上を伴う大規模な修繕につきましては市が負担と考えるのが、リスクを分担させる観点から、午前中も申し上げましたが、その点は妥当でないかという考えもございます。

それで、施設によって協定のほうで中身の違いというのは、それぞれの施設の特徴、これまでの経緯、管理委託をしておいた経緯等も踏まえまして、そのように協定で規定しておるといふふうに御理解いただけたらと思います。

あと一点、ふくしの駅のコストの削減のものにつきましては、議員のほうからもお話もございましたが、内訳の中で、例えば保守料とか、光熱水費とか、そういった内訳を申し上げましたが、そちらの辺を精査いたしまして、若干ではございますが、5万7,202円ということではございますが、そちらの減額につながっていると認識いたしております。

以上でございます。

議長（稲田雅士君） 13番。

13番（松本 進君） ここのコスト削減の金額、金額そのものは小さいんですけども、実際にはふくしの駅という建物の管理なんだということになれば、市が提案してるような指定管理者にしてこそ削減というメリットといいますか、あなた方考えてる、そこにも当てはまらないと思うんです、先ほど五万数千円しか、今ないわけですから。ですから、いずれは、今施設が新しいから発生しない、今後は発生するということになれば、今度は社協そのものの負担が、今そういう建物の管理そのものが老朽化してくれば、その指定管理者そのものに負担が行くような仕組みになっていますよね。今は、新しいから大規模発

生しない。いずれやっぱり施設は老朽化してくるわけですから、いずれは指定管理者であるところが負担を求めて、この二百何万円のほとんどがそういったところにも施設の維持管理に膨れ上がってくるんじゃないのかなという心配があるんですけども、将来的にはそうなるよというふうに理解していいんでしょうか。

議長（稲田雅士君） 福祉課長。

福祉課長（平田康宏君） 現時点では、金額としては198万5,000円ということで、24年度の決算で申し上げまして、議員からもいろいろお話をいただきました。確かに、ふくしの駅につきましては、平成13年3月に建設された施設ということで、現在10年以上経過しておる施設ということでございます。今後、建物の老朽化、年数を経ますと、当然そういったこともあろうかと思いますが、市としましては、相手方指定管理者と十分協議を行った上で事業運営、施設の設置目的でございます市民福祉の向上に資するため、こちらの施設は、介護知識、介護方法の普及及び高齢者の交流並びにボランティアの育成を図り、もって住民参加型の福祉活動の推進を図るという目的がございますので、そちらの施設の目的に十分合致するように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

13番。

13番（松本 進君） 私は、この議案に反対をしたいと思います。

私は、この間公の施設の指定管理者のあり方がどうなんかということの問題提起し、改善なり指摘をしてまいりました。今の話を聞いてもよくわかるように、建物の維持管理で指定管理者を指定した場合、今は老朽化の問題が発生しないけれども、5年、10年先のこれを続けると、必ず施設の維持管理費の分を見ても指定管理者の負担が増えるというような仕組みに今は持っていかなざるを得んというのが、今の話を聞いて、私は大変心配します。ですから、私は今からこういった公のあり方を抜本的に考えて、指定管理者の公の施設のあり方としていいのかどうか、そういう面では是非ふくしの駅を通じて考えていただいて、抜本的な見直しということを取り組んでいただきたいという指摘とともに、反対をしたいと思います。

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（稲田雅士君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13

議長（稲田雅士君） 日程第13，議案第15号竹原市職員の自己啓発等休業に関する条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

[事務局職員朗読]

議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（吉田 基君） 議案第15号竹原市職員の自己啓発等休業に関する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、職員の能力及び資質の向上のため、職員が自発的な大学等の課程の履修または国際貢献活動を希望する場合に、職員としての身分を保有したまま職務に従事しないことを認める休業制度を導入するものであります。

提案の内容につきましては、職員が大学等課程の履修または国際貢献活動を行う場合において、大学等課程の履修に当たっては2年、国際貢献活動に当たっては3年の休業を承認することができることとするなど、必要な規定を整備するものであります。

こうした休業制度を導入することにより、専門的知識・技術の習得や高度化、職員の国際的な視野の拡大を促し、職員の公務能力及び資質の向上に資するものと考えております。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

6番。

6番（山村道信君） それでは、何点か質問させていただきます。

先般、この議案書があった以降に、担当部署にまた質問させていただいたわけですが、その質問とともに何件かちょっとございますので、端的に質問させていただきます。

最長3年という長い期間、これの休業を認める条例案というふうに取り扱っていた

だいております。

まず、その3年間において、休業時の報酬はどうなるのか、まずこれが1件。そして、その間の保険、例えば国民保険、あるいは我々企業人であれば社会保険へ入っとるわけですが、皆様方の公務員保険、これに関して担保はどういうふうになるのか。恐らく、社会保険であったら、半分企業が負担するはずですが。皆様方の保険はどういうふうになっているのか、ちょっとそういったところもあわせてお尋ねしたい。

そして、もう一つこれは部課長の裁量、あるいはそれができないのであれば、市長の裁量で、許可、容認することができるんじゃないか、これはできないのかということが3点目。

そして、この休業時の埋め合わせっていうんですか、職員が欠如するわけですが、そのときの対策、対処はどういうふうなものがあるのかということですか。

そして、5点目、民間企業の長期休業の実態を把握された上での改正案なのかどうか。私が知っている以上は、2005年に介護法の適用があり、3年の介護法っていうんですか、子供が生まれたときの介護ですね、これに対するあれで、3カ月の休業を認めるということが一般化されております。それによって、民間企業も最長3カ月の休業を認めますよというところ、これもちょっとこの間ネットで調べさせていただきましたけども、それ以外といたら特定の企業にしかないわけですし、こういった内情を調べた上なのかどうかということですか。

それから、6点目です。まず、本当にこれそういうふうな希望者が出たということらしいんですが、その個人のために条例という大きな一つの規則が変えられる、これがいかなるものなのかということですか。

そして、最後に国がどうも推薦してるようだということも耳にしたわけなんですけど、実際国の関係法令としてどういうふうな法令があるのか、そういったところをあわせてお答えいただきたいと思います。

議長（稲田雅士君） 総務課長。

総務課長（桶本哲也君） 山村議員の御質問、7点御質問いただきました。お答えをいたします。

まず、自己啓発等、この休養のする場合、職員が最長、大学等課程の履修の場合は2年、特別な場合3年とされております。国際貢献活動の場合は3年ということで定めておりますが、これにつきましては、あくまで職員本人の自発的意志に基づき行うというもの

でございます。それを許可をするという形になります。そういうことでございますので、地方公務員法上の規定に基づきまして、無給の休業ということになるものでございます。

それから、2点目の保険について、保険はどうなるのかということでございますが、休業中におけます給与の支給についてはございませんけれども、在職している期間と同様に、この休業期間中に地方公務員として共済組合員の身分を保有するということとなりますので、市の負担金あるいは個人の掛金も同様に引き続いてあるということでございます。

それから、これはあくまでも条例の中に定めておりますように、職員本人の申し出により市長が休業を許可するというものでございますので、こういった内容かというのを十分に審査をいたしまして、許可あるいは不許可ということで決定をさせていただくものでございます。

それから、職員が休業している期間の手当てと申しますか、職員が休業している期間、不在となりますので、当然職員が長期にわたり職務に従事をしないということになります。したがって、他の職員への負担増と申しますか、また人員配置等の問題が出てまいります。基本的には、その期間によってくるかとは思いますが、臨時職員等で対応をしていくということになるかというふうに思っております。

それから、民間企業の場合の実態の把握ということでございますが、国際貢献活動のほうを例に挙げさせていただければと思うんですが、国際貢献活動につきましては、ボランティアで諸外国へ行って、そういった奉仕活動、ボランティア活動を行われる。民間におきましても、やはりそういった企業の中で労使の協約等結んでおられる場合、あるいは社内規定としてそういう休業制度を整備されてる場合、そういった休暇制度を設けられているか、さまざまな形はあろうかと思いますが、一定にはそういうものを設けられて、社員の方がそういったボランティア活動をされてるというケースはあるというふうには伺っております。全国的にどのぐらいあるかということになると、ちょっとそこまでは把握はしていませんが、そういった民間でも例はあるということでお聞きしているところでございます。

それから、このたびこの休業制度を創設するに当たりまして新たに条例を制定させていただくということで今回上程をさせていただいておりますが、これは地方公務員法の一部改正がございまして、この自己啓発等休業を、職員の休業を認めるという場合には、条例

で定めることによりできるというふうに法律の中でできる規定がございます。それに基づいてということがございますので、条例を整備しなければ、この休業を認めることができないということになりますので、このたびそのように条例を新たに制定をさせていただきたいということがございます。

それで、このたび地方公務員法につきましては、平成19年5月に地方公務員法の一部改正がございまして、条例で定めることによりということ改正されたわけですが、国のほうにおきましては、同じく平成19年5月に国家公務員の自己啓発と休業に関する法律が制定されまして、国家公務員につきましては法律でそういった休業を認めるという制度が創立されたところですよ。地方公務員につきましても、やはり同じようにそういった職員の自己啓発、資質の向上でありますとか、またふだん業務では経験できないことを貢献して、一層公務にそういった経験を生かしていくというようなことも必要だというようなことから改正をされているものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（稲田雅士君） 6番。

6番（山村道信君） 一応、これは質疑ということなので、後で討論のときにまた自分なりの意見を述べさせていただきます。ありがとうございました。

議長（稲田雅士君） 9番。

9番（宮原忠行君） 課長のほうの答弁にもあったように、19年に地方公務員法が改正されて、それでこのたび条例案が上程をされたと、こういうことですよ。

ちょっとインターネットで調べてみますと、例えば都道府県であるとか、都市部における地方自治体等は、かなり条例が整備をされ施行されてるんであろうと思うんです。

そこで、広島県における条例の制定状況ですね。それとあわせて地方公務員法の改正が自己啓発と国際貢献ですよ。今回希望者があったからこういうふうに条例案を提出されたんじゃないと思うんですけども、竹原市の希望されておる職員の場合は、国際貢献に該当するのか、あるいは自己啓発に該当するのか、その2点についてお尋ねをさせていただきたいと思います。

議長（稲田雅士君） 総務課長。

総務課長（桶本哲也君） お答えをいたします。

まず、県内の自己啓発等休業の条例の制定の状況ということですが、県内の状況につきましては、広島県がまず制定をしておられまして、それから県内では3市1町が

制定済みです。具体的に言いますと、東広島市、安芸高田市、江田島市、府中町の3市1町で、現在まで制定済みという状況でございます。

それから、このたび具体的なそういう申し出があったというようなことでございますけれども、このたび本市の職員のうち保育士1名が、来年度から1年間アフリカのケニアに行きまして、就学前施設で保育のボランティア活動を行いたいという申し出がございました。職員の能力及び資質の向上に資するものというふうに認められることから、この制度の導入が必要であるというふうに考えまして、本条例案を提案をさせていただいたというものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（稲田雅士君） 9番。

9番（宮原忠行君） 新たにケニアに行かれるということですよ。これも、いろんな国際貢献団体、例えばNGOとか、いろいろあるわけですよ。しかし、例えば国際貢献活動を行う場合には、地方公務員法改正の時点で、例えば政府の交流機関が行う事業については認めるけれども、例えばその他のものについては認めませんというようなメルクマールができてんじゃないかと思うんです。そこんところを御答弁いただけるようであれば、御答弁願いたいと思いますので、よろしく願いします。

議長（稲田雅士君） 総務課長。

総務課長（桶本哲也君） 条例案の中にも定めております。条例案の第5条で奉仕活動については規定をさせていただいてるところでございますが、こういったような国際協力を行う上でのそういった奉仕活動ですとか、また国際協力の促進に関する活動のうち、職員が参加することが適当であるというふうに認めるものというふうにも1号、2号でっていう形で定めておりまして、このたびにつきましては、保育士である職員が、そういった保育のボランティア活動を行うということから、これはこういった活動に該当するというふうに認定をしているところでございます。こういった条例の中で決めさせていただいているというところでございます。

議長（稲田雅士君） 9番。

9番（宮原忠行君） 国際貢献活動を行う場合には、独立行政法人国際協力機構が行う青年海外協力隊、それからシニア海外ボランティア、それから日系社会青年ボランティア、日系社会シニアボランティア、それから独立行政法人国際協力機構の推薦によって参加する国連のボランティア計画なんですよ。これ以外は認められていないわけなんです。じゃから、希望する職員さんは、恐らくここのどれかのところで行かれるんだろうと思うん

で、これは明確に国際貢献活動だと思っわけです。

グローバル経済の中で、いろいろと国際貢献もそうなんですけれども、例えば安芸高田とかいろんなところ、例えば韓国じゃったですかね、いろんなところで地域の国際的な交流にも役立っていくようなことがあるわけです。県内で制定されている3市1町ですか、恐らくそうした国際交流も含めた、ふるさと再生といいますか、そうした活動も行っているところであるんだろうと思うんです。ですから、そうしたところももう少ししっかりと紹介をしていただいて、私どもにも御説明をいただかなきゃなりませんし、また市民の皆様方にも説明をしていく必要があるんだろうと思うんです。とりわけ、竹原市におきましては、新卒で採用された方が、市外から来られて採用試験受けられた、そして採用の決定になったりと。そして、ゼロから1つの一定の職場に配置されて、力をつけてくると。そうした中で、ある意味で言えば、即戦力をつけた段階で、他の地方公共団体へ移るということも何年か続いておるわけです。山村議員からもありましたけども、例えば正規、非正規でいいますと、正規が五十三、四ぐらいですかね、非正規が四十五、六か、そのぐらいでしょう。そうなりますと、やはり職場における本人の希望はそうなんでしょうけれども、また国際化の時代にあって、竹原市においてもそういった国際貢献活動とかといったものも必要とされてきとんでしょう。しかし、さはさりながら、やはり正規のウエートがここまで高くなった段階で、果たしてどこまでそうした活動、あるいは自己啓発のために休業補償をしていく体力的な余裕が竹原市にあるんだろうか。例えば、今回想定されておられる方は1人なんでしょう、恐らく。例えば、希望が複数、例えば10人あったとします。10人あったとして、10人の希望をかなえられるような果たして職員体制になっておるかどうかということも問題になってきます。そうしますと、やはりどっかの時点で、それが2人になるんか3人になるんか、あるいは5人になるんかわかりませんが、そこら辺の国際貢献であれ、あるいは自己啓発であれ、相当客観性、あるいは公正性、公平性を兼ね備えたようなメルクマールが、私は恐らく必要なんだろうと思うわけなんです。

それで、またもう一つは、例えばそうした国際貢献活動とか、あるいは自己啓発を積み重ねられて、ある意味で言えば、自分のキャリアアップといいますか、資質の向上が図られたと。それで、資質の向上が図られた時点で、例えばよその自治体へ移るということも考えられんではないと思うんです。例えば、自己啓発のために大学院へ行きました。例えば公共政策を学びますと。かなりのそうした地方公務員としての資質が上がってきたと。そう

なってくると、当然そういうよりグレードの高いキャリアを持った職員に対する要望が全国どこでもあると思うんです。そうしますと、例えばそうした自己啓発中にどっかの地方公共団体を受けて、例えば資格取得といいますか、大学院卒業後によそへ行つとるといったようなことも、私は考えられるのではないかと思います。

そこで、今の時点において、どこまで煮詰められたもんか、私はちょっと疑問に感じるところがあるんです。これは非難しとんじゃないんです。ほいじゃが、地方公務員法の改正を受けて、制度として竹原市の公務員制度にそうした制度を新たに設けるとすれば、そこら辺の市民、あるいは職員、あるいは議員我々も、心配をされるといいますか、ある程度危惧される場所については、やはり施行の前までに事務当局においてそこら辺の不安というものが払拭をされるように御尽力をいただきたいと思いますが、この点について御答弁をいただきたいと思います。

議長（稲田雅士君） 総務課長。

総務課長（桶本哲也君） 今議員さん言われますように、近年公務を取り巻く社会情勢というのが大きく変化をしております、公務現場での業務等について複雑化、高度化しているという中でございます。こういう中で、職員の自発性、あるいは自主性を生かした幅広い能力開発、また国際協力というもとの、通常の業務では得ることのできない、そういった知識ですとか経験を得るといことは、非常に重要なことであるというふうに認識をいたしております。全体の人材育成というような観点からも、非常に意義があることではないかというふうに思っております。しかしながら、今議員から御指摘がございましたように、そういった職員がスキルアップを行うことによって竹原市から他の自治体なり他の職場のほうに去るといようなことがありますと、竹原市にとっては非常に大きな損失だというふうに考えております。やはりそういったことのないように、職員については常にフォローといいますか、竹原市にとりましては、こういった人的財産というのは非常に重要でございますので、しっかりとそういうことのないように、我々としても今後フォローしていきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

6番。

6番（山村道信君） 私は、この条例に対して反対という立場で討論をさせていただきます。

日本全国調べてみますと、約6,300万人の人が働いています。そのうち公務員職員となられるのは約6.7%,400万人というデータも調べてあります。その中で、先進的なことを我々がやるんだと言われるかもしれませんが、いかんせんこの大勢の、要するに93%ぐらいの労働者、働いている人は、まさに夢みたくないことなんです。というのが、やはり一般では、もしこういうようなことをやろうと思ったら、会社をやめてやらざるを得ない。ましてや、社会保険、会社が半分負担するわけですが、せいぜいやっても3カ月。1年も負担する、これは皆さん国保税の金額がトータル的にわかるように、それが累積したときに、会社が払わなくちゃいけない金額というのはどういうものなのか、そういったことを考えたら、やはり大きなそういったリスクは犯せないわけです。幾ら国のほうで、一つの法でそういうふうな指示があると言われても、やはりそれを実行できる企業が何社あるんだということが現状じゃないかと思います。本当にそれだけあって、98%が中小零細企業なんです。ましてや、20人以下の規模、要するに小規模経営者が約90%占めているんです。その中で、こういう条例を出すっていうことは、逆に私は皆さんから責められます。何を考えてるんだと。一方的なことじゃないかと。要するに、皆様方は、そういった人たちの税金でもって今現在あるわけですし、だから皆さん方、そういった保険に対しては、しょうがない、市が負担しますと簡単に言いますが、我々企業家は、全部こっちへついて回るんです。そういった内情をもう少し御理解していただきたい。確かに、崇高な精神で、そうやって海外で勉強して役に立てたいんだという本人の意思は尊重いたします。だから、私は、これは条例っていうものをつくらずに、もっと何かの形で行かせてあげることができないのかというふうなことを思ったわけでございます。私は、本人のそういった意向は尊重しますが、しかしながらここにこうして条例案として提出する、それを認めろというわけにはいかないの、反対させていただきます。

以上です。

議長（稲田雅士君） 9番。

9番（宮原忠行君） 賛成の立場から討論させていただきます。

山村議員の御指摘の点も全くそのとおりじゃろうと思いますが、しかしやはり行政は、法律に基づいた執行をしなければなりませんから、条例を制定しない限りは、他の方法でもって、裁量権でもって、例えば国際貢献活動であるとか、あるいは自己啓発に伴う休業をするということは、法律違反、条例違反ということになりまして、損害賠償請求

の対象になってくるんだろうと思います。

それで、今世界は揺れ動いておるわけですけれども、21世紀はアジアの世界と言われ、またアフリカの時代がアジアの後には来るんだろうと思うんです。ケニアへ行かれるそうであります。是非とも、そうした意味でグローバル化の時代における竹原市というものをやはり国際的な観点から見ていただけるような資質を獲得していただくということも必要なんだろうと思います。その国際貢献の場において、さまざまな人々、世界各国の人が恐らく集まるんでしょう。是非ともそのネットワークを築いていただいて、そのネットワークの中で、例えば観光でもいい、また竹原市のほうへのソフトパワーといいますか、そうしたものも呼び込んでいただくような、そういうふうな活動も是非希望されておられる方には強く求めておきたいと思います。さらに、これから質問でも言いましたけれども、恐らくこれから、今我々が持つておる知識と経験だけでは、この困難な時代を乗り切れないと思うんです。絶えざる自己の見直し、自己啓発ですね、不断の自己啓発です。そして、申し上げましたけれども、例えば公共政策のあり方、果たして竹原市正しいんじゃないか、どうじゃろうか。また、少子化による人口減少に対する施策というものは、果たしてどこに先進地があり、そうした先進地に学ぼうとすれば、何を学び、どういう制度をつくり上げなければならないのか、勉強をしていただかなきゃならないことは山ほどあると思います。是非とも、極めて厳しい21世紀の竹原を乗り切っていただけるような、常に自己啓発を求める、意欲ある職員と、また世界の中から竹原を見詰められ得る職員の日も早く養成をしていただいて、その成果を出していただくよう御努力を御期待をいたしまして、賛成の討論とさせていただきます。

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（稲田雅士君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14

議長（稲田雅士君） 日程第14、議案第16号竹原市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金の授与に関する条例等を廃止する条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（吉田 基君） 議案第16号竹原市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金の授与に関する条例等を廃止する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、平成26年度から非常勤職員に対する公務災害補償等に関する事務を一部事務組合において共同処理することとしたことに伴い、当該事務に関する条例を廃止するものであります。

条例廃止後の非常勤職員に対する公務災害補償等につきましては、市が加入する一部事務組合である広島県市町総合事務組合において定める条例に基づき行うこととなるものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15

議長（稲田雅士君） 日程第15、議案第17号竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（吉田 基君） 議案第17号竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、職員の勤務1時間当たりの給与額の算出に関し必要な規定を整備するものであります。

改正の内容につきましては、職員の勤務1時間当たりの給与額の算出において、これまで給与月額及びこれに対する地域手当の合計額を算定の基礎としておりましたが、特殊勤務手当についても職務の内容や量に関係して支給される手当であることから、この算定の基礎に含めることとするものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16

議長（稲田雅士君） 日程第16、議案第18号竹原市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（吉田 基君） 議案第18号竹原市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例案

について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、社会教育法の一部が改正され、社会教育委員の委嘱に係る基準について条例で定めることとされたことに伴い、必要な規定の整備を行うものであります。

改正の内容につきましては、竹原市社会教育委員の委嘱の基準について、文部科学省令に定める基準を参酌し、条例で定めるものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

9番。

9番（宮原忠行君） 第3次地方分権一括法関係として、第18号、それから20号、それから22号、3案件、今議会上程をされているわけでありまして。それで、正式には、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律として、81項目が掲げられているわけでありまして。それで、ちょっと見ますと、地方自治法でありますとか、民生委員会法であるとか、いろいろと関係しているものもあるのかなという、私も内容を精査しておりませんが、しかしいずれにしても81本の法律が関係する内容となっております。それで、今回3件出ていると。そうすると、残りの件については、竹原市は該当がするものがあるのかなのか、あるとすれば、4月以降どういふものが残されておるのか、担当課より御説明をいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（稲田雅士君） 総務課長。

総務課長（桶本哲也君） 今回のいわゆる地方分権一括法と呼ばれているものにおきまして、4月1日施行すべきというものについて議会に条例改正案を上程しているところでございます。この第3次一括法につきましては、主に義務づけ、あるいは枠づけの見直しということで、これまで国の法律で定めておりましたものを条例等で定めるというふうに見直しがされてるというものでございますが、今後ということで御質問をいただいております。このほか、今3つ条例改正案を今回提案をさせていただいておりますが、このほか平成26年度末までの経過措置が置かれてるというものもまだございますし、またできる規定というふうにされているものもございまして、今後条例改正案をお願いする予定にいたしております。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

2時35分まで休憩をいたします。

午後2時21分 休憩

午後2時35分 再開

議長（稲田雅士君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

日程第17

議長（稲田雅士君） 日程第17，議案第19号竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（吉田 基君） 議案第19号竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、国民健康保険における歳出の増加に伴い、国民健康保険税の税率を改正するものであります。

本市における国民健康保険の財政状況につきましては、急速な高齢化の進展や医療技術の高度化などに伴い、保険給付費や各種拠出金が年々増加傾向にある一方、これまでの景気後退などによる国民健康保険税収入の伸び悩みの影響を受け、医療費の適正化や財源の確保などに努めてまいりましたが、依然として大変厳しい状況になっております。また、今後の財政状況の推計では、前回の見直しにおいて繰り入れを行うこととした国民健康保険財政調整基金も、平成27年度には不足することが見込まれております。このような状況を踏まえ、国民健康保険特別会計の収支の改善を図り、国民健康保険事業を健全かつ安

定的に運営するため、国民健康保険税の税率改正を行うものであります。

なお、税率改正に当たっては、被保険者の負担が過重とならないよう、これまでどおり国民健康保険財政調整基金の取り崩しを行うとともに、市独自事業を行うことにより、国庫支出金算定基準から除かれる保険給付費相当額について、一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り入れを行うこととしております。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願いいたします。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

7番。

7番（大川弘雄君） 竹原市の国民健康保険税、これが大幅に増加するということであります。人それぞれであります。国民健康保険に加入されてる人間はいろんな人がおられますけども、皆さん収入的には割と厳しいところの方が多いというふうに感じております。現実も、そうでありましょう。そこで、ある程度のジレンマはありますけども、あえて質問させていただきます。2年前も、この税金の見直しがありました、税率アップということで。そのときに理由は、その当時は基金の残高が少なくなっていたということもあり、このまま放っておけば、急激な税金の率が上がるということで、急激な変動はいかんということで、渋々皆さん条件つきで賛成したんだと思います。私も、そのときは賛成の立場でありました。しかし、今現在竹原市では、若い人も含めて、正規雇用ではないという言い方がいいですか、非正規の方が多く、若い人たちも国民健康保険であります。その人たちのことも考えながら、質問をしていきたいと思っております。

まず、市民健康課長にお聞きします。

この2年間、財源確保しなければならないということで頑張っていたんですけども、その間の取り組みはどのようなことをして、どのような状況であったでしょうか。また、転出の多いと言われる近隣の市町、代表的に言えば、三原市、東広島市ですね、こことの国保の比較はどのようになっていますでしょうか、お聞きします。

議長（稲田雅士君） 市民健康課長。

市民健康課長（森野隆典君） まず、1点目の取り組みの状況ということでございますが、市民健康課としましては、保健事業の推進によって医療費の抑制を図るということを実施してまいりました。まず、大きくは、早期発見、早期治療というふうな観点から、特定健診、特定保健指導の受診率の向上に取り組み、最終的に医療費の多くを占めます生活習慣病、まずこれを予防する観点から、こうした事業の実施率の向上に努めてまいりました。

た。また、重複受診，あるいは頻回受診を解消するための保健指導等も実施しております。また，このほかに，ジェネリック医薬品の利用促進を図って，自己負担などの差額通知等を個別に実施するなど行いまして，いわゆる薬剤費等の抑制に努めております。また，医療費の適正化を図るため，専門職によるレセプト内容の点検を実施する等の事業を行いまして，全体として保健事業の抑制を図る中で，全体の医療費の抑制ということに努めてまいりました。

また，次の近隣の医療費の状況ということでございますが，手元には平成24年度の1人当たりの療養諸費の数字ということでお答えさせていただきたいと思っております。竹原市が，平成24年度1人当たり38万8,360円という数字となっております。このときの県の平均値は，37万3,288円となっております。お尋ねの三原市が38万7,542円，東広島市が34万2,597円というふうな状況でございまして，県平均と比べますと，竹原が中ほどよりやや上位というふうな医療費の状況でございます。

以上でございます。

議長（稲田雅士君） 7番。

7番（大川弘雄君） この問題は，国民全員が同じ国民健康保険というか保険料であれば，何ら問題はないんでしょけれども，各保険組合で違うわけですよ。ましてや，国保に至っては，市町で違うわけです。三原で違う，竹原で違う，大崎で違う。私が一番懸念しているのは，そのあたりの住みよさ実感というところを言いたいわけです。やはり水が安くておいしい竹原でありますけども，じゃあ税金が高いんよ，国保が高いんよといったら，そこに住みたいと思いませんか。そのあたりを私は指摘していきたいと思っております。

竹原市では，今徐々に税率をアップしていくということで2年後にもまた上げるであろうというふうな話を聞いております。確かに，単年度収支を見ますと，平成25年の見込みではマイナス約7,500万円，基金を入れてこれだけ。平成26年の予算では約4,700万円，これは一般会計から法定外の入れもありました。また，基金からも入っております。このような厳しいという状況は存じております。しかしというところで質問させていただいているわけです。この国民健康保険，皆保険と言いますよね。皆さんが何らかの保険に入っている。これは，アメリカのオバマ大統領もうらやむところでもあります。アメリカはなかなかできません。自分のことは自分でやってください，そういう国です。しかし，日本では，共助で，皆さんで助け合いながら，保険をやっていきましょう，病気になっても病院に行けるようにしてますよというのが，日本の国であります。こういう状況

の中で、私は、要は、この制度が破綻してる、崩壊してるということが申し上げたいわけ
です。なぜなら、通常の財源不足、これを解消する場合には、収入を上げればいいわけ
です。そして、出るところを少なくすればいい。しかし、よく見ますと、この収入を上げま
すよ。収納率が93%というルールがあります。それを達成すれば、補助金、ニンジンで
すよね、2,500万円国からいただける。そういうルールを皆さん御存知かどうか。そ
れを説明しながら、皆さんにも協力していきながら、100%の収納率を達成すればい
い。しかし、それをしたからといって、じゃあ全ての保険給付ができるか。できないで
すよね。じゃあ支出を減らしましょうや。そしたら、これは皆さん健康で病院に行かなきゃ
いい。しかし、そうすると日本の医療制度では、これ報酬制度になってるんですか、診療
報酬の制度では、病院に人が来ないと、病院は潰れてしまいます。こういったことから、
地域の医療が崩壊するわけです。だから、通常考えられる施策をとっても、この保険制度
は適用されません。常識的に考えても、そういうことです。こういった崩壊の危機にあ
る、もしくは崩壊している保険をいかに立て直していくかということが必要だというこ
とで質問をさせていただいています。

いつになるのか、今国のほうでは、これは案なんですかね、制度改正案として、県また
は広域でこの経営をやっという案が出ているようです。しかし、それにしても、
一般財源から繰り入れしないとやっいけないわけですよ。そういう制度であります。
それなら、私は思うに、こっから質問になりますよ、この制度竹原だけではできないこと
はわかってます。あえて質問します。共済の組合員の保険、厚生年金の組合の社会保険、
これと国民健康保険、こういった大きく分けて3つありますけども、これを3体を一体化
して、国民全体で助け合う、そういう保険にしていくための努力をしていただきたい。そ
ういうことを言いたいわけですよ。いずれにしても、竹原単体ではできないわけですから、
国保制度の早期改正を求める、目指すべきだというふうに私は考えております。市民生活
部長、このあたりは竹原だけではできないのはわかっておるんですけども、考えておられ
ますか。

議長（稲田雅士君） 市民生活部長。

市民生活部長（谷岡 亨君） 御質問いただきました。

今の国民健康保険制度といいますのは、加入者の皆さんで保険料を御負担いただいて、
それに公費と合わせまして医療費を支出するというような制度になっております。それ
で、当初の制度発足当時です、国民皆保険が発足して、昭和36年に制度確立になって

おりますが、その当時の加入者の状況、これ農林水産業者、あるいは自営業者等が中心の当時は制度でございました。議員さん言われるように、ずっと制度が時がたちまして、今現在は自営業者あるいは農林水産業者等の数は減っております。非正規の方が増えているというような状況がございます。そういった意味で、非常に今の国保の加入者の構成というのが当時とは変わってきておって、なおかつ所得水準も今ちょっと低いような状況になっておることから、国民健康保険税収入というのも低下しているというような状態もございます。こういった、制度としての構造的な問題を抱えておるといふ、まず認識を持っております。その上で、今言われました、一気に共済とか厚生年金とか国保とかというようなことはなかなか今は我々としてはちょっと考えにくうございますが、今国のほうでは、昨年ですね、社会保障と税の一体改革の中で、社会保障制度改革国民会議のほうで審議をされまして、その結果を踏まえまして、昨年の12月にプログラム法というのが成立をしております。その中で、国民健康保険については、平成29年度を目途に都道府県が保険者となるというような構想が示されております。そういったところで、財政運営についても、より大きな規模となることで、一定には安定するんじゃないかというようなもくろみもあるというふうには思っております。

そういった構想の実現に向けて、国のほうでは、今国とそれから都道府県知事会のほうが国と地方の協議の場ということで、そちらのほうで協議がことしに入って開始をされたというような報道もされております。ですから、我々としては、そういった方向を是非進んでいてもらいたいということで、市長会としましても、これ全国市長会通じまして、医療制度、特に国保制度の改革ということで、1つはその移行に伴っては地方の財源負担を伴わないようにスムーズに移行するというのとあわせて、移行するまでの間、国において財政措置といいますか、財政支援といいますか、そういったものはきちりとやってもらいたいというようなことを今国のほうへ強く要望しているというところでございます。そういった中で進めているということでございます。

議長（稲田雅士君） 7番。

7番（大川弘雄君） ありがとうございます。

いずれにしても、早期な、抜本的な解決が必要であるということです。それは、理事者側の皆さんだけをお願いするんでなくて、我々もできるところは一生懸命やって、いい保険をつくっていかないといけない。そのためには、有利なものがあと2つあるところは、有利なわけです。国保以外の組合の方は有利なわけですから、そこらの方も国民一丸とな

ってみんなで助け合うというところを是非もう一回みんな考えていく必要があるというふうに私は思います。また、これは年金に対してもそうなんですけども、今回年金は違いますので、やめておきます。

それでは、視点を変えまして、もう一度私は常々人口減少ということに対して不安を持っております。たかが国民健康保険がちょこっと上がるんでどうかなとって言われることもあるんですけども、私個人としては大変不安なんです。住みよさ実感、住んでよかった、これが竹原のモットーなんでしょうか、目標です。これは、前の小坂市長がよく使った言葉です。挨拶の端々に出てきました。そして、それを目指して人口を増やしていこう。それは、観光交流人口であったり、定住人口であったりするわけですけども、竹原を活性化するために、住みよさ実感をしていただこう、そういう施策を打っていつているわけです。

新市長の吉田市長におかれましては、いろいろな場面で挨拶をお聞きしますと、やはり前小坂市長の行政方針を継承するといったようなことがよく聞こえてきます。大変結構なことで、小坂市長が行った前4年間は大変すばらしい功績があったと思います。私は、それを継承していただいて、この住みよさ実感、住んでよかった竹原というものを目指していく、これが大事だと思っています。また、そのためには、市の職員の人事なんですけど、平成26年度の予算を編成した方々残っていただいて、これに邁進していただけないかというふうに見えますので、そこは安心しているところです。

戻りますけども、住みよさを実感していただくために、ちょこちょこではありますけども、国保が上がっていく、あれも上がっていく、消費税は国民全体ですけども、上がっていく。それが、竹原に住んで、住みよさが実感できて、住んでよかったと思えるんでしょうか。私は、ほかの町よりも、今は国保が少し安いんですけども、ほかの町に追いつく必要はないと思うんです。水なんかも、安くっておいしい水もあります。竹原の魅力もあります。この国保が安いまいくのも魅力だと思います。是非ここは我慢して、人口減、住みよさってところからも、一度立ちどまって、国保の問題に対しても考えていくべきではないかというふうに考えております。その点はいかがでしょう。

それと、消費税のことが出ましたので、もう一つ言いますと、先ほど国保に特定財源を繰り入れました。それと同時に、平成26年の市税の予定というか、見積もりを見ますと、法人市民税、固定資産税、上がるんですね。いい状態にあるというふうな推定をされております。この間の委員会で聞いたときも、そういう方向が出そうですというふうない

い答弁いただきました。法人市民税が111.5%，前年比で上がっております，3,000万円。固定資産税が前年比で105.7%の増で1億2,000万円，これぐらいあるわけですから，何とか我慢して，ここは消費税が上がる，この年度に国保まで一緒に，あれもこれも一緒にという，何もかも増税，電気代も上がるというふうな方向ではないほうがいいんじゃないかなという思いがしております。

最後の質問になりますよね。

今まで申しましたように，竹原市は全ての方向からささいなことでも人口減に歯どめをしていかなければなりません。そして，国保といたら，大抵は昔は若い人が少なかったんですけども，最近では正規雇用が少ないせいか，多いですよ。そういった面から，三原，東広島も，今転出も多いです。そういったものを心配しながら，今回の条例案が近隣の市町に転出するきっかけにならないか，人口減に少なからず影響しないかという心配を持っております。その点についていかがお考えかお聞きして，終わります。

議長（稲田雅士君） 市民生活部長。

市民生活部長（谷岡 亨君） 国保税が値上げされることに伴って人口の減少につながるのではなかろうかという懸念を持たれているというような御質問でございます。

まず，国民健康保険制度は，これは国民皆保険制度の最終的な受け皿となる医療保険制度でございますので，先ほど申し上げましたように，加入者の方が自営業の方ですとか，非正規の方ですとか，あるいは年金だけの方ですとか，こういった方を中心に加入をしていただいておりますのでございまして，その中で支出する医療費について，保険税とそれから公費を入れながら負担をしていくという制度でございますので，どうしてもこれは支出する医療費が先に決まってしまうので，それに対して公費の割合も決まっております。それに対して残りの部分で保険税を幾らにするかというような決まり方をしますので，これについてはその決まったものをじゃあどういふふうな全部加入者の負担にするのか，あるいは基金を取り崩すのか，あるいはまた別の方法をとるのかというようなことを考えていくことになるわけでございます。そういった中で，今回の税率改正につきましては，基金を取り崩しつつですね前回の24年度の改正のときの考え方でいきますと，基金を取り崩すのと，残りは保険税でという考え方でございましたが，今回も基本的にはそういう考え方で見直しを図った，検討してまいったわけでございますけど，そうしますと，1人当たりの調定額というものが県の平均調定額，これは今24年度で申しますと9万5,000幾らになっております。これが前回の考え方でいきますと，9万7,000円

余りになるということで、県の平均を超えるというようなことから、今回は一般会計からの法定外の繰り入れというのは、これは一定のルールのもとに繰り入れをさせていただいて、上昇率を抑えるというふうな考え方から、今回の改正率というのは設定をさせていただくとどこでございます。

そういった中で、いずれにしても議員さんの言われる上がるじゃないかということになるわけでございますが、住みよさ実感ということでございますが、これにつきましては単にももちろん税金が上がるという影響もあるかとは思いますが、我々としては、それだけでなく、子育て支援でありますとか、高齢者対策、あるいは安全・安心づくり、あるいは地域振興、こういった中の予算を重点配分をさせていただいております。こういった中で、住みよさ実感を総合的にそういうのを向上させようという考え方で進めておりますので、その税率の部分だけでなく、総合的に施策としては進める中で、住みよさ実感を感じていただけるように進めていきたいというふうに考えているところでございます。

議長（稲田雅士君） 13番。

13番（松本 進君） それでは、議案第19号について質問したいと思います。

まず、第1点目は、今回の税率改定による1人当たりの保険税の負担増と申しますか、影響額をお聞きしたいと。調定額のほうは、ちょっと前に聞きましたけども、私がここで聞きたいのは、保険税の税率改定は、先ほど言われたように、所得割で1ポイント増、「6.60」から「7.6」、資産割は変更ありません。被保険者均等割、これは人数割と言われる1人当たりの保険税ですけれども、これが「2万3,500円」から「2万6,400円」、この1人当たりが2,900円増えます。12.3%です。それから、世帯別平等割、これが特定世帯以外の世帯ということで「1万7,800円」が、先ほど提案説明であったような「2万円」、2,200円のアップ、12.3%ということですから、少なくとも今回の税率改定によっては、例えば所得が前年度と同じの人も、所得割が1ポイント増える、あとは均等割のところが1人当たり2,900円増えます。平等割のとも2,200円ですから、5,100円プラス所得割のポイント1ポイント増えるということが今回の税率改定の中身だと思いますけれども、担当課のほうで1人当たりの負担増、どれだけになるのかということをもまず率直に第1点目としてお尋ねしておきたいと。

それから、2点目は、是非市長にお答えしていただければと思いますけれども、一昨年私の試算では、1人当たりの保険税で見ると1万円強、率で13.09%値上げをされ

ました。それから、今回2年たってまた値上げということで、大変私は心配するわけです。それで、普通、医療費の伸びとか、いろんな事情があって、私が常々ここで言っているのは、この皆保険制度、国民健康保険の制度は、憲法25条の生存権とか、国民健康保険法の中にも社会保障としての医療制度、誰もが医療制度を受ける権利があるということで、私自身も大切な医療保険が国保であるということは重々認識しております。そういった中で、確かに医療費の伸びっていうのは、私も承知しておるし、今回の提案でも、26年、27年、2年間で3億1,000万円の赤字が見込まれると。その中で、一般会計から6,000万円入れる、基金から1億3,000万円対応する、残りを1億2,000万円、これを2カ年で負担のアップというような提案ですよ。ですから、そういう事情は確かにわかるんだけど、率直に市長に聞きたいのは、普通値上げ、増税する環境というんがありますよね。要するに、市民の暮らしの問題なんです、私が言っているのは。それは、年金も上がるとか、働く人の賃金、所得も上がるとか、こういった状況があって、景気がだんだん見えてきたよと、医療費がどんどん負担が増えるなら、みんなで少しは負担しようじゃないかというんが、一つの一定の環境ということも私は実際市民の暮らしを考えた場合は考慮する必要があるというふうに思うんです。私が見る限りでは、年金は下がる、アベノミクスというけれども、働く人の賃金が上がったというのはなかなか聞いてない。特に、中小零細の面では大変厳しい、消費税のこともありますけれども、厳しい環境が4月にも待っているという状況です。ですから、私は率直に言いたいのは、年金とか働く人の多くの庶民の方、竹原市民の方の今の生活状況を考えるときに、率直に市長としてこういった値上げをお願いする提案としてはどういう気持ちなのかな、率直にやっぱり語っていただきたいというのが2つ目であります。

3点目は、いろいろ私もこういった特に医療とか介護とか福祉を考える場合に、繰り返しこの場で改めて発言なり引用をさせてもらっているのは、憲法の生存権の問題を繰り返し述べております。これが原点じゃないかなと、いろんな事情があるにしてもということで、あえてここで述べさせてもらおうと、憲法25条、ここには生存権という、さっきから言いましたけれども、全ての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する、国は全ての生活について社会福祉、社会保障、ここで今述べていることですが、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。だから、25条で全ての国民の健康で文化的な生活をする権利、これを誰が保障するんかというたら、国が保障しなくてはいけない。これは、できるとかというんじゃないくて、義務規定ですからね、だから国

はここで言う社会保障向上増進に努めなければならないという義務規定になっています。だから、憲法のこういう義務というのは、国会を国の大きな責任があるというのは、先ほど申し上げたとおりですけれども、我々やっぱり地方の議員、市の職員含めた公務員としても、この憲法遵守義務があります。ですから、1つの考え方として、こういったことが私は最も大切じゃないかと。確かに、いろんな事情はあります。事情はあるんだけど、憲法のここの精神というのは決して外してはいけない。ここにいかに近づけるかということが、地方自治法の仕事としても住民の福祉の向上というのが第一義的に書かれているということも、くどいようになるんかもしれんけども、こういった医療保障、社会保障、国保の問題では常々私はこの場であえて指摘をさせていただいております。ですから、こういったことを前提にして、竹原市としても最大限やっぱり努力することが私は必要だと思うんです。

それで、担当課のほうにはちょっと資料を要求を事前しております。この国保の負担を考える場合に、是非参考にしておきたいので、担当課長のほうから御答弁いただきたいのは、竹原市の国保税が今どうなっているかということで、よく試算として出させてもらってます。1つの例ですけども、45歳、40歳の夫婦二人、高1、高3、2人の子供、だから45歳、40歳、御夫婦と高校生2人の子供がいた4人家族を1つの試算として、いろんなケースはあるんですけども、試算として所得100万円なり、所得200万円の保険税、竹原市の保険税は一体どうなるのかということを担当者のほうからちょっと資料として出していただきたい。これは、事前に言っておりますから、なければ私が言いますけれども、お願いしたいと。

それから、同じような条件で、生活保護費を受けた場合、4人家族ですね、40歳、45歳、子供2人、こういった方が生活保護を受けた場合の保護費は幾ら支給されるのかということも、あえてこの場で質問してみたいと。よろしく申し上げます。

議長（稲田雅士君） 答弁願います。

税務課長。

税務課長（沖本 太君） それでは、まず1点目の御質問、このたびの税率改定の影響額はという御質問でございます。

このたびの税率改定につきましては、先ほど議員さんもおっしゃいましたとおり、平成26年度、27年度の2カ年で約3.1億円の財源不足が見込まれると。そういったところで、その財源不足に対応するために、このたびの税率改正前提として国民健康保険の財

政調整基金を1.3億円まず取り崩す。加えて、それだけでは被保険者に対する負担が増加になるということで、約0.6億円一般会計からの法定外繰り入れを行う。そうすることによって、被保険者の方の負担を緩和をしようと考えたものでございます。残りの1.2億円、それを税率改正で対応しようとしたのが、このたびの改正の制度の設計と申しますか、内容でございます。そういう内容に基づいて、1人当たり調定額については、平成26年度で見込まれます額につきましては9万3,362円となっております。これは、あくまでも見込み額でございます。それで、1人当たり調定額と申しますのは、一般的に決算に基づいて最終的に算出されるものでございまして、現時点におきましては平成24年度までしか正式な数値として決定はおりませんが、平成24年度の1人当たり調定額は8万8,359円で、先ほどの平成26年度の見込みと比較した場合、5,003円、5.7%の伸び率となります。平成25年度の現時点におきます1人当たり調定額、あくまでも暫定的な数値でございますが、その金額については8万8,920円となりまして、先ほどの平成26年度の見込み額等と比較して、4,442円、約5%の引き上げ率となるものでございます。

続きまして、2点目の厳しい生活がされる方がいらっしゃる中で、提案についてどう考えているのかという御質問でございますが、このたびの税率改正、先ほどの繰り返しになるわけなんです、国民健康保険特別会計におきまして多額の財源不足が見込まれるという中で、国民健康保険財政の健全化を図るとともに、現在の皆保険制度を支える国民健康保険制度を安定的に実施していくため、受益者である被保険者の皆様に一定の御理解をお願いしようとするものでございます。

現実的に、生活に困窮し、国保税の納付が難しい方がいらっしゃると思いますが、そういう方には、是非御相談に来ていただきまして、個別の生活実態や事情をお聞きする中で、滞納処分の執行停止や分納の相談に応じるなど、税務課として適切に対応してまいりたいと考えております。

先ほどの議員さんおっしゃられました試算の状況です。

所得が200万円で、夫婦二人で子供2人の4人家族の場合の試算額でございます。現行税率で申しますと、年税額で37万1,600円となります。改正後の率で計算いたしますと37万5,500円という状況でございます。また、その所得が100万円の場合でございますが、現行の税率で計算いたしますと16万6,500円で、改正後の税率で計算いたしますと18万5,700円と、そういう状況となっております。

以上でございます。

議長（稲田雅士君） 市民生活部長。

市民生活部長（谷岡 亨君） 国保税が上がることによりまして市民負担が増えるということでございますが、市民の暮らしというものを考慮すべきというような観点からの御質問と生存権についての御質問というふうにいただきましたが、先ほど税務課長のほうから、一定に今回の税率改正に当たりましては、負担軽減を図るべく、一般会計からの法定外繰り入れというものもさせていただきながら、一つは図っているという面がございます。

それと、いわゆる消費税等の値上げが4月にされます。これらにつきましては、国のほうにおきまして緊急経済対策というのが行われるということになっております。この中で、一定には高齢者あるいは低所得者の方に対しまして、あるいは子育ての世帯に対しましては、臨時福祉給付金の支給というものが盛り込まれております。こういったもので、一定には手当てはされているものというふうにご考えているところでございます。

しかしながら、御負担をお願いするというところでございますので、私どもといたしましては大変心苦しい中ではございますが、国保財政の今の状況を是非とも御理解をいただく中で、よろしくお願ひしたいというふうにご考えているところでございます。

国民健康保険法の第1条の規定、先ほど松本議員さんもおっしゃいましたが、社会保障の精神というのを書いてあるということでございます。国民健康保険制度の成り立ちにつきましては、先ほど来申し上げておりますが、社会保障制度にいろいろな制度がある中で、国民皆保険制度としての公的な医療保険制度、最終的な受け皿というものになっておるものでございます。

また、生存権につきましては、憲法の第25条の中に書いてございますとおり、全て国民は健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有するというふうな形で生存権というのが規定をされておるところでございます。このことにつきましては、生活保護法、その他国民の最低限度の健康で文化的な生活を保障していくという制度となっておるものでございまして、そういった中で社会保障制度の中で保険制度、あるいはこういった生活保護制度、医療保険制度というようにいろんな制度の中で、双方が相まって運営をされて、生存権としての保障がされてるというふうにご捉えているところでございます。

議長（稲田雅士君） 13番。

13番（松本 進君） 1つ、調定額での保険税の増税の影響を言われましたけど、私が

ここであえてもう一回聞きましたのは、すぐ出せないのなら、また予算特別委員会までに出してほしいんだけど、先ほどの税率改定で所得割のところが1ポイント上がりますよと。それから、資産割は変わりません。あとは、均等割1人当たりのところが2,900円、12.3%上がりますよと。あとは、平等割、世帯割と言いますが、世帯割のところが2,200円上がりますよということで、少なくとも2,900円と2,200円足したら5,100円ですから、5,100円プラス所得割のところが、下がれば下がりますが、所得割が1ポイント上がるわけですからね、その税率はやっぱり少なくとも上がらないといけないということを前提にしてこの影響額はどれだけになるかということで、調定額ということで、込みと言われたら、五千何ぼ、5.7%と言われるから、そこはちょっと違うんじゃないかという面で、税率改定が25年度の分と、26年度今度さっき言ったとおりに改定されるわけですから、その増税は1人当たりどうなるかということが、今言えるならちょっと言ってほしいし、お願いしたいと。

それから、増税の環境という、増税がちょっと言いましたけれども、生活保護費の負担がなかったんで、私は資料を持っていますから、ちょっとあえて言わせてもらおうと、国保税の分は、先ほど言ったとおりです。税務課長が答弁したとおりです。所得200万円の人、これはさっき言った4人家族、40代の夫婦と高校生2人ということで試算してもらってますけれども、所得200万円の方は、保険税が37万5,000円になります。これ資産割はなしとか、そういう前提でやってますけれども。所得200万円と言え、給与収入が310万円余りになります。こういった4人家族で310万円余りで、保険税は年額37万5,000円になります。ちょっとよく覚えとってください。それと、生活保護費が幾らかということを知って、ちょっと答弁なかったんですけど、これも資料は出してもらってますからちょっと言いますと、生活保護費、45歳夫婦と同じような高校生2人ですね、こういった同じような条件での生活保護費は幾ら出るかということも試算してみましたら、生活、住宅、生業扶助、高校生は義務教育じゃないから教育費ということに置きかえてもいいと思うんですが、要するに生活扶助や住宅扶助や教育費合わせて、さっき言った40代の夫婦、高校生2人、この2人子供、4人家族で275万7,000円出ます。それで、教育費の分がちょっといろいろ試算をして、目いっぱいと言うたら、多く松本は見積もりじゃないかという言い方もされるんですけども、例えば今の4人家族で高校生2人が、こちらから広島海田のほうまで電車で高校へ通うというのが1つの例ですけども、こういう2人とも高校生通う場合は、交通費や、また学級費の分が請求があっ

た場合は、学級費が出たら、これは2人分で合わせて年間30万円弱出る計算になります。合わせれば、多少教育費とか細かい計算は違うにしても、ちょっと大きくくりで見ると、4人家族で高校生2人で、さっき言った広島の高田のほうへ2人とも通ってるよという方の生活保護費が305万8,000円、300万円余り出ますということなんです。ですから、生活保護費は、先ほど言った、憲法の基づくということで、4人家族で300万円余り、それと同じように竹原市の国保税を見たら、4人家族で同じような条件で200万円の所得、収入で言うたら310万円ぐらいの人になりますけどね、その人の保険税は、先ほど申し上げたように、37万5,000円かかります。だから、生活保護費と、こういう竹原市の保険税ということを率直に申し上げました。だから、私は、すぐ生活保護費を見て、全部超えとる分はただにしないでということは一言も言ってません。一つの考え方として、憲法が定めた生存権に基づく生活保護費は、4人家族でこれだけ出ますよと。一方、竹原市の保険税は37万5,000円ですよということは、率直な今の現実なんです。ですから、ここを出発点に置くのが、私はやっぱり大切じゃないかな。だから、繰り入れを一定やっておるということは、私は評価しますが、しかし2年前に上がって、今回もまた今度は増税っていうんか、払う人から見たら、そういう負担が増える。そういった中で、やっぱり本当にこれでいいのかなと。確かに、第一義的責任は国があるというのは、何回も言います。しかし、竹原市としても、2年前に上げたんなら、今回はやっぱり何とか頑張ろうじゃないかと、据え置きでね、それで努力してみようじゃないかと。そこの私は根拠として、1つの考え方でしょう、生活保護費の問題や竹原市の保険税の実態を言いました。私は、増税する環境にはないと、はっきり言って、今上げてはいけないということを率直に指摘したい。そのことを市長として是非御答弁いただければなどというように思います。

議長（稲田雅士君） 市民生活部長。

市民生活部長（谷岡 亨君） 今、税率改正をすべきでないというような御質問でございますが、先ほど来申し上げておりますとおり、国民健康保険制度そのものが医療費の支出に対して歳入のほうを手当てしなければならないという、制度上こういう構造になっておりますので、この点はひとつ御理解をいただきたいと。その上で、我々としては、前回の値上げから今回2年たって見直しをさせていただきようるわけでございますけど、その中で一定に負担軽減を図るということから、先ほど来申し上げておりますように、法定外の繰り入れというのをさせていただこうということと、その前提には基金の取り崩しという

のをしながら、税率の設定をさせていただきとるところでございます。

それで、仮にこのままの状態ですら税率改正をしないまま行った場合には、今の私どもの推計、26、27年度、2カ年の推計をしたところ、27年度には今の基金の残高がなくなる、底をつくという状況が見えてまいりました。そうしますと、いずれにしてもどっかの時点でということも当然考えなくてはならない。放置すればといいますか、このまま進めば進むほど、そのときの値上げの幅が大きくなるというふうに考えております。

そういったことと、もう一つは、前回の値上げの際に、これは国民健康保険の運営協議会の中でも2年ごとに見直すというようなことで一定には整理をしてきたところでございますので、そういった中で今回見直しを図りながら、また上昇率、税改定率の抑制、負担軽減を図りつつ、是非ともお願いしたい。厳しい中、大変申しわけなく思いますが、是非ともお願いしたいということでございますので、よろしくお願いいたします。

議長（稲田雅士君） 税務課長。

税務課長（沖本 太君） 先ほどの議員さんの質問で、このたびの改定の影響にどのような1人当たりの増税額で、先ほど1人当たり調定額で御説明をさせていただいたんですが、それではちょっと適切な回答となっていないということでございます。

しかしながら、国民健康保険税を賦課いたします被保険者の状況としますのは、もちろん所得が多かったり少なかったり、資産があつたりなかったり、被保険者の数も1人の世帯もあれば5人の世帯もあるというようなところで、そういうそれぞれの状況が違つていながら影響額というのは出すつていながらはちょっと困難であると考えております。先ほど御答弁させていただきました1人当たり調定額で御説明をさせていただくのが一般的に比較評価するべく指標として、その数字でもつて説明をしてつていながらが一般的な状況でございますので、その点御理解いただければと思います。

議長（稲田雅士君） 13番。

13番（松本 進君） 1人当たりについては、また予算特ありますんで、是非準備はしてつていただきたいなと。

それから、今増税という言葉は響きが悪いんでしょうけれども、負担を求めるといふ環境にあるかどうかということ、市長いろいろ意見があるにしても、提案者だから率直に述べていただきたいんです。それと、私が言ったのは、私の意見はそうなんですよ。年金は下がる、いろんなアベノミクスじゃといふて負担は上がるじゃないですか。消費税も、また後言つてもいいんですが、消費税も含めて。だから、私が少なくとも竹原市のいろい

ろ声を聞く中では、2年前も上げたんだけど、今回も年金上がったり、賃金上がったりと言ふのならちょっと負担を求めるといふのが、百歩譲ってもという言い方がいいのか悪いかはわかりませんが、納税する環境が好転して負担も求めているんじゃないかという、そういう考えに行くこともあるかもしれないけど、私は率直に言って、今年金は下がる、消費税は上がる、アベノミクスと言うけども、いろんな竹原市民の中小零細業者等含めた賃金が上がってという、景気を実感するところまでは行ってないという中で、率直に言って、私は上げる環境にはないと、最大限一般会計から繰り入れてでも対応すべきだということを指摘したいんです。ですから、そこをひとつ正直にちょっと提案者として答えていただきたいと、市長として。

もう一つは、わかりやすくという面では、生活保護費ですよ。これは、さっき言った、繰り返しませんけども、憲法の生存権で見たら最低限の生活費がこれだけ出ますよと。今だんだん削られてるけれども、最低限の生活費が4人家族でこれだけ出ますよということで、言いました。それと同じような、いろいろちょっと条件が違うところもあるんですが、1つの考え方として、そういう4人家族の同じ条件の人で37万5,000円の負担、一方では国保税の負担が現実にあるわけです。ですから、その負担を超えとる人はゼロにせえって言うんならちょっと無理かもわからんけども。だから、一方では、それだけの4人家族であるわけです。37万5,000円とゼロですよ。だから、こういうことがやっぱり現実ですから、考えてみて、いろいろ考え方はあるかもしれんけども、生活保護費がこれだけ出る。同じ人の保険税は、これだけ負担がかかる。それから、竹原市の今の保険税をどう考えるんかというのが、やっぱり必要じゃないかなと。この2点、市長、どうですか。

議長（稲田雅士君） 副市長。

副市長（三好晶伸君） 国民健康保険税についてのいろいろ御質問をいただきました。

まず、国民健康保険の制度につきましては、先ほど来申し上げますように、昭和36年に国民皆保険制度が確立して、その後加入者に対して鋭意医療保険給付について実施をしてきたところでございます。

そういった中で、近年では急激な少子・高齢化の進展や就労構造の変化、あるいは医療費の増加や保険税収納率の低迷などによって、国保の財政運営は大変厳しい状況となっております。中でも、国民健康保険の負担率が極めて高いという一つの要因として、被保険者、いわゆる加入者が、自営業者、また無職の方、高齢者といったような形で構成されて

おり、他の保険、社保等に比べて、被保険者の所得が本市の場合は、県内平均でもちょっと低いんです。そういったことに加え、さらに平均年齢が他の保険と比べて高い。ということは、疾病リスクも高いというようなことから、本市の国保医療費が、加入者1人当たりで言っても、先ほど申し上げましたように、県内平均ではかなり高いところにあるというような、いわゆる構造的な、恒常的なといいますか、こういった状況が、現時点ではございます。

そういった中で、法律としては、市町村の国民健康保険事業というのは、国民健康保険法第10条の規定によりまして、特別会計を設けて経理することとされております。保険給付費等の財源は、国保税と国、県等からの補助金、あるいは交付金で賄う独立採算がまず原則、基本となっているところでございます。そういう状況ではございますけれども、こういった構造的な問題は、本市にとっても大変大きな、極めて重く受けとめているところでございまして、このたびの税率改正におけるアップは、本当に加入者の皆様方には大変申しわけなく思っているところでございますけれども、基本的にはやっぱり法律というものが一つそこにありまして、その中で健全な国民健康保険事業の制度として運営を、また経営をしていかなければならないという苦渋の策として、今回税率改正をさせていただくということで御理解をいただきたいと思っております。

議長（稲田雅士君） 9番。

9番（宮原忠行君） 国民健康保険会計の財政といいますか、非常に複雑で、なかなかわかりにくい。勉強すればするほど、袋小路に入るような気がするんです。そこで、ひとつ単純化してみます。平成24年度の国民健康保険税の現年度収納率が93%を切った。恐らく300万円ちょっと足らんかったんでしょう。それで、25年度において国民健康保険特別会計補正予算に出てきますが、そのことによって、本来得られるべき財政調整交付金2,500万円、そうしますと、24年度に現年へ要った300万円と、それから平成25年度、今上程されておりますけれども、財政調整特別交付金を合わせると、およそ2,800万円ということになります。それで、これから審議される平成26年度国民健康保険特別会計における国保税、これを26年と25年で比べた場合、たった2,800万円の増なんです。2,800万円の増です。そうしますと、極端なことを言うならば、国民健康保険の保険者として、竹原市として、何としても93%の現年度分の収納率を確保するという義務があるにもかかわらず、その義務が履行されなかったと。恐らく、市長のほうでも御記憶があるか、あるいは脇本議員のほうも御記憶があるかわかりませんけ

ど、以前であれば、国民健康保険税の現年度分の徴収率が93%を切るというたら、1階のほうは大騒ぎじゃったですよ、こんな大変なことになるんでと言うてのう。本来、昔は国と言いましたけど、国や県からもらえるお金がもらえなくなるんじやと、これは大ごとよというんで、財政あたりも大変なかつたです、かつては。私は、その徴収の現場でやってきたんですから、そうでしょう。そういう姿はどこにもなかつたじゃないですか。誰がどういう徴収努力を、保険者として努力されたんですか。誰もされてない。もちろん現場は頑張っておりますよ。私も、よくよく考えてみるんです。以前であれば、先ほども言うたように、国民健康保険税の徴収率現年度分が93%切るというたら、ちょっと大騒動じゃったです。それで、緊急に、例えば部課長を特別に編成して徴収へ出るとか、それで医療保険係と税務課の収納係が一体となって、納税者の方にお越しいただいていろいろと手を打って、苦労に苦労を重ねながら、何としても誠実に納税義務を果たしておられる国民健康保険被保険者の方に対して責任を、あるいは負担を転嫁させるわけにはいかないから、何としても93%を守らなきゃならんという使命感がありましたよ。私、かつて副市長が副市長就任されるときに、特定財源について頑張っておられるんじやから、市税の徴収に対しても先頭に立ってくださいねというお願いも私何度かしました。それは、お一人お一人に聞いてもええですよ。平成24年度の93%の徴収率を守るために、夜間徴収へ行かれましたか、土日徴収行かれましたかというて、皆さんに聞いてもええですよ。恐らく、行ったという努力されてる方はおられんはずです。

それで、これは市民生活部長も副市長も、ようよう勉強してもらわにやあいけんのよの。確かに、確かに、国民健康保険特別会計でやりなさいということは事実よね。しかし、あなた方も、それじゃあもてんから、国のほうへ何とか財源を入れてくれやと、国民健康保険にね、国としてよ、政府として。ほいで、わし23年度のときにも言うたと思うけれども、23年度においては、全国的に国民健康保険税の徴収率が上がとんです。なぜか。法定外の繰入金というのが19費目ありますよ、19費目。ほで、例えば国民健康保険の、いいですか、保険料税の負担緩和を図るためを、これを24年度で言いますと、全国ですよ、これ厚労省が出しとんですからね、986億円です。そして、保険税の減免額に充てるための額が135億円、地方単独の保険料税の軽減のためにやっとなるのが56億円です。計、合わせて1,177億円です。これを22年対23年で見ると、23年度は、22年度に対して77億円全国的に増えとんです。もちろん入院給付に充てるためとか、26年度予算で出てきますけれども、地方独自事業の医療給付費波及増というような

んもあるんですよ、全部で19ありますからね。それで、全部で言いますと、全国で言えば3,903億円の法定外の繰り入れしとるじゃないですか、現実には。そういうことを副市長や市長に報告したんですか。だから、かつて申し上げたように、例えば福岡市の場合は、徴収率が下がる、現年が下がる、そうすると、財政調整交付金の減額措置を受ける、また上げる。そうなってくると、にっちもさっちもいかなかったというんで、一般財源を補填をして、国民健康保険税を引き下げた例もあるんです。ですから、全国的に問題になっとるのは東大阪市です。東大阪市なんかで、一番滞納のボリュームがあるのは、300万円から500万円のところなんです。ここが一番生活的にも苦しい。そして、中小零細が多いですから、東大阪市なんか、一定の所得は出てくるんだけど、借金じゃ何じゃかんじゃ借入金がありますわね、運転資金じゃ何じゃかんじゃ。そこで、実際使えるお金はほとんどない。じゃから、滞納になってくる。じゃから、それを300万円から500万円のところがボリューム的には物すごいんです。恐らく竹原市もそういう数字になっとりますよ、余り時間をかけても何なんで。そういう実態じゃないですか。全国に先進地あるじゃないですか。そして、厚労省も認めとるじゃないですか、統計で。そうでしょう。ほで、仮に例えば医療費が上がったにしても、例えば徴収の努力不足によるものを加味すれば、増税率は上がって、見直し率は引き下がってくるんじゃないですか。そうじゃないですかね。ほで、さらに言いましょう。減免のことになると、不公平と言われるんよね。これは、松本先生にもちょっとよくお考えいただきたいと思うが、恐らく平成24年か25年度は、資格証明書2件じゃったと思います。ほで、例えば、例えばですよ、税金を納めん人を減免すれば、不公平など、こうおっしゃるんです。それじゃあ、現実には、何がしかの、例えば資格証明書の通知が来る。来れば、例えばですよ、竹原市の場合ですよ……。

議長（稲田雅士君） この際、会議時間を延長しておきます。〔午後3時52分〕

9番（宮原忠行君） 分割納付と称して、1万円取りよんか、あるいは1,000円取りよんか、3,000円取りよんか、5,000円とりよんか知らんですよ。例えば、今日まさに絶好のタイミングといいますか、朝日新聞が「報われぬ国、負担増の先に保険料払いたくても払えない」と、こういうんです。例えば、名古屋市の場合ですと、過去2年間分滞納しとった、それで病気になったと。それで、資格証明でどうにもならんから、医者へかからにゃいけんからというんで、名古屋市ですよ、2年分のうちの1年分を払いなさい、そうすると短期の被保険者証を出しますと、こうなんです。どっちがいいか悪いかは

わかりません。しかし、現実に今の竹原市の現状においては、仮に分割納付をしていただいたにしても、恐らく現年度分まで払い込んでいかれんよね。逆に、分割納付が、新たな滞納額をつくっていく、滞納者をつくっていくのが現実じゃないでしょうかね。そうすると、どこにしわ寄せが来るかという、例えば国民年金でぎりぎりの人ですよ。よく考えてみてください、ここでも試算示しとるわけですからね。そこで、電気、水道、電話、国民健康保険税、払うていきよって、生活が成り立つかどうか。一昨年の決算特別委員会で、当時の福祉課長は、年の所得50万円では、絶対生活できんというて断言しちゃったですね、市民生活部長ね。そうでしょう。松本議員と私に対して、年間50万円の所得で人間がどうやって生活できるんらというてこうじゃったわけです。しかし、現実に決算の数字を見れば、決算の数字を見れば、50万円以下の人が約半分なんです。それが、例えば100万円から200万円まで行ったら、6割、7割です。所得の高い人ももちろんおります。所得の高い人が、実際どのような支払いがあったんかどうか、24年度についてもお聞きしたいけれども、なかなかそのところが手はついてないんじゃないでしょうか。たった300万円です。しかし、徴収の現場は、物すごい額なんですよ、徴収の現場は。そうすると、私は、やはり時期がいいとか悪いとか、松本議員と同じことは言いません。少なくとも、93%という国民健康保険者として課せられた使命、職務を全うできんことによつて、2,800万円があったわけです。ですから、そこら辺の実態も含めて、やはり真剣に検討をしていく必要があると思うんです、私は。だとするならば、やはりこの1年間、しっかりと議論をする、横着で払えない人には、やっぱり頑張っていたく以外にないじゃないんですか、幾ら嫌われても。かつて、小坂隆市長が市長に就任された当時、自分の支持していただいとるところに対しても差し押さえしました。それで、換価処分しました。じゃから、あんときは市税全体がかなり収納率がえかったです。ほで、本当にどこがどうなんかということ具体的、我々議員も含めて、やっぱりもう一度勉強し直さなきゃならんと思うんですね、私はですよ。ほで、さらに93%を守る。93%を守ることによって特定財源を確保し、仮に療養費が上がるんが、私は被保険者の方々は納得していただけるんじゃないかと思う。例えば、平成24年度の同じ厚生労働省の試算で言いますと、広島県全体の1人当たりの医療費が高いんですね、高い。しかし、その一方において、平均寿命も、やっぱりそれに比例して高いんです。もっと言うならば、広島県民の1人当たりの医療保険の高さが、逆に平均寿命の高さを支えておるといふことも言えるわけです。例えば、竹原市でもそうです。竹原市の場合は、逆に県平均より

低うて、平均寿命のところ具体的にどの程度かわかりませんが、調べてみるといけませんけれども。ほで、同時に指摘しておきたいのは、今も広島県において、私のときは、例えば県内で4番目とか5番目とかトップクラスやったです。いずれにしろ、上位グループです。今は、下位でしょう。そのことは、誰も言わんじやないですか。国民健康保険が県内で安い、平均以下じゃ。じゃあ、平均並みの徴収率取ったら、上げる必要あるんかどうかというんも、問題でしょうが。そうでしょう。なぜ下がったんですか、そこまで。かつてはトップグループですよ、私がおったときは。今は、最下位ですからね、市長、これは。市長のほうも、監査委員なんかもされておってよく御存じじやろうと思えますけど。もしこれを県の徴収率の平均並みに持っていったとすりゃあ、果たして国民健康保険税上げる必要があるかどうかということも議論をしてみなきゃならんと思うんですよ。私は、そう思う。

ほで、今申し上げたことに対してそれぞれの担当課長であり部長のほうで御答弁いただきたいと思えます。

議長（稲田雅士君） 税務課長。

税務課長（沖本 太君） 平成24年度の徴収率につきまして御指摘いただきました。

議員おっしゃられるとおり、本来93%という徴収率が達成できれば調整交付金2,500万円が交付されるところが、平成25年度についてはそれが交付受けることができないこととなりました。平成24年度につきましては、税率の見直しを行ったことから、収納率の低下っていうものは当初から懸念をしておりまして、例年の取り組みに加えて、毎月1回休日納税相談窓口を創設するなど相談体制を強化し、休日の一斉訪問徴収についても訪問件数を増やすなど、取り組みを強化いたしました。また、催告書を発送するなどの取り組みについて、例年より前倒しをした上で滞納処分の強化を図るとともに、本市の広報紙で、国、県、市が共同で税等の納期限納付の啓発を行うなど、収納率低下の事前の対策といたしまして、例年とは異なる取り組み各種を行ったわけでございますが、結果として収納率は、先ほど申しましたように、93%超えの達成には至りませんでした。税務を預かる立場として、非常な責任を感じているところではございます。

平成26年度につきましては、調整交付金を受けられることができる93%の収納率の確保を目指して、職員一丸となって頑張ろうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（稲田雅士君） 市民生活部長。

市民生活部長（谷岡 亨君） 収納率のことで議員から御指摘をいただきました。

確かに、議員おっしゃられるとおり、収納率93%を確保して調整交付金というのは是非とも収入できるようにするというのは、これは非常に重要なこと、大事なことというふうに考えております。我々としても、その辺は議員の御指摘を真摯に受けとめまして、今後そういうことがないように、収納体制につきましてもしっかりと取り組んでいきたいと。そういった中で、25年度は、今24年度の確定しておりますので、こういう結果になっておりますが、26年度はそういうことのないように、真剣に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

議長（稲田雅士君） 9番。

9番（宮原忠行君） あのね、税務課長ねえ、言うたじゃろう。上げりゃあ収納率が下がるんが当たり前の話で、今ごろになってそういうことを言うこと自体が責任転嫁よ。責任逃れよ。ずっと2年前にするときも、じゃから一度に見直し期間を長期化させて、穴があいて、国民健康保険税を大きく引き上げることになっちゃいけんから、地方税法の本則に基づいて、2年で見直ししなさいというて、2年前に約束させたわけでしょう、私が。そのときも、いろいろ議論あったじゃないですか。そうでしょう。介護保険から、皆上がった話です、あの年は。下がるのは、当たり前の話じゃないですか。それで、26年度云々言ようるけど、消費税の3%が待っとなですよ。そうした意味じゃあ、非常に納税者にとってはですよ国民健康保険の被保険者にとっては非常に納税環境は厳しいですよ、そうでしょう。じゃから、そこら辺の今までの取り組みにもやっぱり反省すべき点がある。そうでしょう。本来なら93%を割り切るじゃ、かつてじゃったら大騒動しよったんじゃから。恐らく、議会のほうにも、私のほうにもそういう情報は流れてきたんじゃないかと思うんじゃけど、そういう情報も全く入ってこんぐらい静かなかった話です。そうでしょう。そうであるならば、私は、議員の皆さん方にもお伝えをしたいが、そのこのところの原因分析とか、あるいは徴収の一係とか課とかという話じゃないんです。どっちにしても、非正規職員のほうが四十何%で、かつてのような取り組みできん話ですよ。かつてであれば、こういう言い方がいいか悪いかわからんけれども、極めて限られた臨時職員とか嘱託員さんならば、正職の構成比がウエートが高いから、どっかから四、五人でも選抜をして、徴収対策特別班として班編成しよった話です、それが1年やるんか2年やるんか3年やるんかは別にしても。じゃから、そういうこともなかなかできたい状況になつとるから、しかしそれでもなお93%を確保しようとするれば、どうしたってあらゆる手段、あ

らゆる政策の総動員して、現年度分の93%を確保するというのは、またそれを現実に取り組める課題とするためには、私はやはり時間的な猶予は要ると、こう思うんです。まだ幾らか議論をして、部課長の皆さんも、そして職員の皆さんも、腹に落ちるといふか、お互いが納得をして、それで取り組んでいく体制をつくる、またそのシステムをつくり上げるには、今じゃったら絶対に私は93%絶対確保しますというて、私は仮に市長が確約をいただいたにしても、私は今の時点でその言葉を信じるということではできません。私はそう思っています。ですから、私は、これで最後にします、答弁もいただきませんから。私は、やはり今時点において、この国民健康保険税の平均5.7%の増税するための条例案は時期尚早と、こういうふうな結論に達せざるを得ません。どうしても答弁をしたいと言ふんなら、答弁いただいても構いませんが、それでなければ、これで終わりますんで。

以上です。

議長（稲田雅士君） 6番。

6番（山村道信君） 濟いません。いろいろ質疑を聞いてました。

私が聞きたいことがちらっと出てくるかなと思ったら出てこないんで、本当に時間を押してますが、あえてちょっと質問させていただきます。

先ほど、同僚議員から0.4の話ありましたが、あれも私も補正のところでちょっとお尋ねしようかなというふうに思ってたんですが、同僚議員が言われたので、それ以上言うことはございません。

ただ、今回の国保の値上げです。本当に状況としては四面楚歌に陥っている状況というふうには私は感じております。どちらにしてもない、ないがゆえに、仕方ないから一般会計からある程度出したと。どうしようもない状況、これが今現状だろうと思うんです。私が危惧するのは、28年以降、じゃあどうなるのかということです。今現在、県がまたそっちのほうを管轄するかもしれないという動きも見えてきてますけども、現状としては、まだはっきりしてない時点がある。そこで、今回例えばこういうふうになったとしても、28年以降の対応はどういうふうにご考慮されるのか、これをお尋ねしたいということと、現在一人頭の医療費の金額ですね、療養諸費ですか、竹原が38万8,360円という金額が出てます。恐らく、これ健康体の人は、こんなには俺払ってないぞということと言われるんじゃないかと思えます。こんなにもお医者さんにかかってませんとと言われる。そこで、市のほうで把握されてるのか。要するに、この1人当たりの療養費を上回る治療

を受けてる被保険者が何名おられるかというところです。そういったところ、そしてその原因っていうのはどういうことなのかというところもあわせてお尋ねしたい。

以上2件、よろしくお願いいたします。

議長（稲田雅士君） 市民健康課長。

市民健康課長（森野隆典君） まず、1点目の28年度以降はどうなるんかという見込みでございますが、現在の料率改正をお願いしておりますのは、27年度末で基金を1年、3億円温存する、それまで段階的に基金を取り崩していくということで今回料率の改正をお願いしております。28年度以降は、残された基金の1.3億円と、いわゆる収支不足で見込まれるものの差は、当然財源をどこから持ってくるかというふうな話になりますので、そこにつきましては、その2年後の見直しの時点で、また改めて検討するというところで、2年ごとの見直しということで、今回料率改正をお願いしておるものでございます。

また、先ほど来の答弁の中で、部長のほうも国保の広域化というふうな国の大筋の見込みというのを出示しましたが、29年度以降、今のところ国の方針では、都道府県化をした国保の運営を開始するというふうな見込みでございますので、それまでには27年、28年中にお話といたしますか、見込みというのは当然出るというふうに想定をしておりますので、そうした状況も勘案しながら、料率の改定等について検討していきたいというふうに考えております。

また、先ほどお話ししました療養諸費の問題でございますが、療養諸費の金額ということですが、これには入院、また入院外、歯科、調剤、入院時食事療養費、訪問看護、これに加えまして療養費等、いわゆる入院時の食事差額あるいは療養費、輸送費、こうしたもろもろのものを込めた数字がいわゆる療養諸費ということでお答えさせていただいております。このうち、高額になったものが何人おるのか、あるいはまた1人当たりの単価等につきましても、個別に推計することできませんので、これはあくまで全体のかかった医療費の中から国保の加入者等で割ったものを1人当たりのいわゆる単価としてお示しをしておるということで、個々にどれぐらいかかったという数字については、ちょっと現状では把握できておりませんので、御了解をお願いしたいと思います。

議長（稲田雅士君） 6番。

6番（山村道信君） 現状把握できないということの答弁でございました。

実は、こういう事例を私聞いたことがあるんです。東京都大島という島です。あそこで、大腸がん検診を全島民に対して行ったところ、医療費がぐっと下がったというニュー

スを耳にしました。要するに、私は、そういった検診、検査です。社会保険の場合は、年に1回の健康診断義務づけられています、またこれ特定の職種によっては、年2回ということで義務づけられています、これを国民保険の被保険者も義務づける必要があるんじゃないかなというふうに考えておるわけでございます。

また、一般会計から、本年度も大腸がん、子宮がん、乳がん検査等に約1,912万円ほどの予算が組まれておりますけども、こういったところの再度考え合わすっていうんですか、見詰め直して、そういったところを検討するという必要があるんじゃないかなというふうに考えるわけでございます。そのやり方としては、例えばそういうふうな国民健康保険の割引制度に、例えばこういう検診、あるいは人間ドック受けたら何ポイント下がりますよというふうな形で反映することもできるんじゃないかということになるんです。とにかく、まず早期発見、早期治療、こういうことによって高額医療費を減していくと。それも一つの努力の方法じゃないかというふうに考えるわけです。ひとつ成り行きを見るということもあるんでしょうけども、まずできることからやっていって、少しでも保険料を抑えていくという努力をお願いしたい。ひとつこれ今の徴収率の問題とあわせて、確かに高額になることによって徴収することが非常に難しくなる、これも行き先見えてること。といって、頑張りますと言ったって、じゃあどの程度本当に頑張れるのか。今回も、わずか0.4ポイントだったと思うんです。その0.4ポイントが難しかったんだと思います。その分をどこで抑えるかということを考えれば、今言った検診、受診の義務化ということを前向きに考えていただけたらどうでしょうか。答弁をいただいて、私の最終質問にいたします。

議長（稲田雅士君） 市民健康課長。

市民健康課長（森野隆典君） 早期発見、早期治療という観点から、健康診査、保健指導等の積極的に進めたらという御提言をいただいております。

これにつきましては、全体の医療費を抑制するためにも、こうした方策が一番有効的というふうに考えております。また、他市町の事例等を見ましても、例えば健診の自己負担分を無料にするというふうな市町の状況も承知しておりますので、今後健診率上昇に向けてどういった方策がとれるかということにつきまして、また随時検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（稲田雅士君） これをもって……。

（14番脇本茂紀君「議事進行」と呼ぶ）

14番。

14番（脇本茂紀君） 質疑の過程で議員一人一人がこれから判断をする、あるいは賛成反対の討論をするという意味でも、十分腹におさめて結論を出す必要があると思いますので、明日このままの形で再開して、しっかりみんなの腹におさめた結論を出すような議事の進行をお願いしたいと思います。

議長（稲田雅士君） 暫時休憩します。

午後4時16分 休憩

午後4時17分 再開

議長（稲田雅士君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

質疑の途中ですが、明3月4日午前10時から会議を再開することとし、本日はこれにて散会をいたします。

午後4時17分 散会